

官報 号外 平成十七年三月二十九日

○第一百六十二回 衆議院会議録 第十五号

平成十七年三月二十九日(火曜日)

議事日程 第九号

平成十七年三月二十九日

午後一時開議

第一 不動産登記法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

第三 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 不動産登記法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

平成十七年三月二十九日 衆議院会議録第十五号

不動産登記法等の一部を改正する法律案 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づくものと決しました。

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日南野法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日参考人から意見を聴取し、二十二日質疑を終局し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(河野洋平君) 日程第一、不動産登記法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

○議長(河野洋平君) 委員長の報告を求めます。法務委員長塩崎恭久君。

○議長(河野洋平君) 委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 不動産登記法等の一部を改正する法律案及び同

○議長(河野洋平君) 本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 報告書

○議長(河野洋平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

○議長(河野洋平君) よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) つきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(河野洋平君) 本件は、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請に基づいて筆界を特定する制度を創設するほか、司法書士及び土地家屋調査士の業務について筆界特定についての手続の代理及び民間紛争解決手続の代理に関する規定を整備する等の法整備を行おうとするものであります。

○議長(河野洋平君) 本件は、去る二月八日本委員会に付託され、同

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

○議長(河野洋平君) 規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 臨床検査技師、衛生検査技師等に

関する法律の一部を改正する法律案(厚生

労働委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件、日程第三、臨床

検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案、右両件を一括して議題といたします。

改正する法律案、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。厚生労働委員長鶴下一郎君。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件及び同報告書

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

[鶴下一郎君登壇]

○鶴下一郎君 ただいま議題となりました両件について申し上げます。

まず、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、公共職業安定所の配置の適正化を図るため、新たに、越谷公共職業安定所を設置するこ

とについて、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を認めようとするものであります。

日本委員会に付託となり、同日尾辻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行った後、採決を行った結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第でござります。

以上、御報告申し上げます。
次に、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、医療の高度化及び検査の機械化、情報化等の進展に伴い、業として臨床検査を行う者の質を担保し、検査の正確性を確保するための措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、法律の題名を、臨床検査技師等に関する法律に改めるものとすること。

第二に、臨床検査技師の定義については、医師または歯科医師の指示のもとに各種検査を行うことを業とする者に改めるものとすること。

第三に、臨床検査技師の名称を用いて行う生理学的検査については、厚生労働省令で定めるものとすること。

第四に、衛生検査技師の資格は、廃止するものとすること。

第五に、衛生検査技師の資格は、廃止するものとすること。

第六に、臨床検査技師の定義については、医師または歯科医師の指示のもとに各種検査を行うことを業とする者に改めるものとすること。

第七に、臨床検査技師の名称を用いて行う生理学的検査については、厚生労働省令で定めるものとすること。

第八に、衛生検査技師の資格は、廃止するものとすること。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る三月二十五日の厚生労働委員会において、全会一致をもつて委員会提出法律案とすることに決したものであります。

おいて、全会一致をもつて委員会提出法律案とす

ることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただき

ますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決りました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本件は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

國立国会図書館法の一部を改正する法律案

國会職員法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

國会職員法の一部を改正する法律案

國立国会図書館法の一部を改正する法律案

國立国会図書館法の一部を改正する法律案

國立国会図書館法の一部を改正する法律案

を上程し、その審議を進められることを望みます。

本案は、去る三月二十五日の厚生労働委員会において、全会一致をもつて委員会提出法律案とす

ることに決したものであります。

○議長(河野洋平君) 梶山弘志君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

案についてですが、本案は、国立国会図書館の館長等の待遇に関する規定を削るとともに、核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所が解散することに伴う所要の規定の整理を行おうとするものであります。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案についてでありますが、本案は、国会職員に懲戒事由が生じた際には、一般職の国家公務員の場合と同様に、各任命権者が当該職員を停職処分に付することもできるよう、国会職員の懲戒処分に停職を加えようとするものであります。

兩法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、国立国会図書館法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案についてでありますが、本案は、国会職員に懲戒事由が生じた際には、一般職の国家公務員の場合と同様に、各任命権者が当該職員を停職処分に付することもできるよう、国会職員の懲戒処分に停職を加えようとするものであります。

兩法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、国立国会図書館法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

この法律案は、このような必要性を踏まえて提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行される、都市再生に資する民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、当該事業を行つて和田隆志君登壇

が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援する制度を創設することとしております。

第二に、宅地の所有者等が議決権の過半数を保有する株式会社または有限会社を、区画整理会社として土地区画整理事業の施行者に追加するとともに、土地区画整理組合及び市街地再開発組合について、組合員からの決算関係書類の閲覧・謄写の請求権を規定するなど、組合運営の適正化を図ることとしております。

○和田隆志君登壇

○和田隆志君登壇

ただいま議題となりました都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案について、民主党・無所属クラブを代表して質問させていただきます。

[和田隆志君登壇]

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。和田隆志君。

官報(号外)

中小都市の再生という目的に照らせば、これまでの四年間が致命的なほどに無為に過ぎてはしまつたのではないかという感じがしてなりません。

与野党を含め議員各位の地元をごらんになつてください。シャッター通りになりかけていた町がぎわいを取り戻し活性化したところが、どの程度ございますでしょうか。むしろ、四年前から既にシャッター通り化が進み、今に至るまで状況が悪化の一途をたどっている、そのようなところばかりが目につきます。これはすなわち、小泉政権が少なくともこの分野では有効な手立てを打てなかつたのではないかということのあかしではないでしようか。(拍手)

このように申し上げれば、小泉総理の反論が聞こえてきそうです。すなわち、経済への波及効果を考え、選択と集中とによってまず大都市の都市活性化を図ってきたんだ、そして次に、これから中小都市の活性化を図っていくんだというふうに聞こえてきそうです。

しかし、このまず大都市、次に中小都市、このような順番で都市再生を図ることに本当の合理性があつたのでしょうか。

政府の説明を聞いておりますと、民間活力を最大限に引き出すというキヤッチフレーズのもとに、大都市再生の目玉として指定された六十三の都市再生緊急整備地域の中で見込まれる民間投資や経済効果は、おのおの十二兆円、二十三兆円と

はじかれています。しかし、今まで四年間に至るまで、おのおの三兆円と六兆円にしかすぎません。このままいくと、政府のもくろんだ大都市の再生さえ、まだ十年規模の時間がかかるであります。一体いつまでに、政府の考えられた大都市の再生というものが完了するのでしょうか。

しかも、この中身を見ると、国費の投入が呼び水効果を持ち、そして民間投資が活性化した案件はほんのわずかであり、大部分は、民間がみずから判断で投資に踏み切ったという案件ばかりでございます。つまり、言いかえれば、選択と集中により国費を大都市に振り向けたと説明できるほど国費が投入されていないのが実情でございます。

それだけ国費が節約できたならよかつたじやないか、そのようなこともお声としてあるかもわからりません。しかし、それであれば、節約できる分を最初から中小都市に振り向けていれば、中小都市の分も含め、もつと成果が上がつたのではないでしようか。

また、大都市も中小都市も含め国土の均衡ある発展を担保する観点から、限られた財源の配分という前提を置いたとしても、都市再生について中小都市に振り向ける予算、制度が余りに手薄過ぎ数であるという現実と、そこで地道に頑張っているわけではないでしようか。もう一人の副本部長たる国土交通大臣に答弁を求めたいと思います。

次に、政策の実施体制について質問いたしま

す。

私は決して、重箱の隅をつつくようなマニアックな質問をした覚えはございません。この程度の問い合わせに答えられないような調査分析の程度で、法案を提出する者として国民の皆様への説明責任を果たしていると言えるのでしょうか。内閣官房長官、この点について反論がおありになればお伺いしますし、そうでなければ、ぜひ改善の方策をお示しいただきたいと思います。(拍手)

また、こうした取り組みの結果、この分野に係るトータルのコストなどにも悪影響が及んでいると考えます。

つまり、四年前よりも、中小都市の再生の難易度は高まり、遠ざかれた民間投資を呼び込むための所要期間は長くなつてしまつたのではないでしようか。本部発足当初から選択と集中を中小都市の再生に振り向いた場合に比べて、都市再生全体に係るトータルコスト及び投入国費は相対的に高くなつ結果になつているのではないでしよう

うに考えます。

さらに、経済効果の算出方法について政府に聞

識を乗り越え、本部がリーダーシップを發揮した

か。

上で、大都市、中小都市の状況分析、施策目標の設定、施策の決定、施策実施後の都市の状況分析、施策評価、当該評価の将来施策への活用、これらに万全を期されているだろうと信じ、これまでの足跡をたどる問い合わせをいたしたこと、お答えとしては、各省に任せており、各省から資料がもらえません、今、各省から数字を取り寄せ集計していますといつたたぐいの、正直申し上げて唖然とするような返答が返つてしまいまし

た。

くと、民間投資額と建設部門の生産誘発係数というものを単純に掛け合わせて算定しているそうですが、しかし、この係数、全国一律の係数でございまして、それを掛け合わせるだけの作業であれど、大都市も中小都市も波及効果においては何ら差はないものと考えますが、いかがでしようか。

つまり、この程度の大ざっぱな計算の中で、大都市最優先を掲げてきた都市再生が、最初から地方中小都市最優先で行つたであれば実現できたであろう都市再生と比べて、いかほどのメリットがあるとお考えでしようか。

これらについては、本来ならば四年間指揮をとられた小泉総理御自身にお尋ねすべきところですが、院内のルールとして難しいそうでございます。

そこで、都市再生本部副本部長たる内閣官房長官、四年間の最後の方だけの御在任で恐縮でございますが、総理にかわり、全責任を持つてお答えいただきたいと思います。

また、大都市も中小都市も含め国土の均衡ある発展を担保する観点から、限られた財源の配分と

いう前提を置いたとしても、都市再生について中

小都市に振り向ける予算、制度が余りに手薄過ぎるのではないでしようか。もう一人の副本部長たる国土交通大臣に答弁を求めたいと思います。

次に、政策の実施体制について質問いたしま

す。

都市再生本部を設置した以上、各省の縦割り意識を乗り越え、本部がリーダーシップを發揮した

か。

施策を組み立てる政府の側に、何ゆえ現在の資源配分が最適なのかの挙証責任があると考えますので、この点につき、査定された財務大臣にお答えいただきたいと思います。

さらに、中小都市の再生は、大都市のように国家的なプロジェクトとして取り組むものの割合は小さいと考えられるだけに、これからの中等都市再生については、施策実施に係る地方自治体の財政的な負担、事務的な負担が相対的に高まつてくると考えられます。地方自治体には、そのような財源、事務体制を確保できているのでしょうか。

総務大臣にぜひ御答弁いただきたいと思います。なお、全国で都市再生に取り組まれている方々を初め、国民の皆様方に十分に御理解いただくためにも、政府として、客観的な統計があるのであれば、ぜひそれを織りませて御答弁いただくよう求めます。もし抽象的な表現のみの答弁でしたら、政府の施策はその程度の熟度でしか構成できていない、そのように認識せざるを得ないことを申し添えさせていただきます。(拍手)

第一に、都市再生特別措置法について質問します。

まず、中小都市の再生についても、大都市の場合と同様、国の関与を維持しつつ推進していく御方針であれば、少なくとも、中心市街地と郊外との都市機能分担、また、車社会の進展を織り込ん

だ施策のあり方など、地方都市における問題点について、地方任せにすることなく、国として中小型の活性化のための処方せんを示すべきではな

いか。そして、その処方せんを地方や民間からの信頼を得た上で実施するためには、例えば、当該地域の関係者による協議会を設置するなど、オーブンな形での検討が進むような、そのような法的担保を講じるべきではないかと考えますが、この点について国土交通大臣の御答弁を求める。

(拍手) 次に、昨年創設されたまちづくり交付金との関係について質問いたします。

改正案には、中小都市における民間の都市再生事業に対する金融支援が盛り込まれております。しかし、支援の実施に当たっては、この民間の事業区域が、市町村が策定したであろう都市再生整備計画の対象区域に含まれることが条件となつております。

そして、事業区域をこの対象区域に取り込むためには、聞きますと、既に作成した都市再生整備計画を再び改定する必要が生じる場合が多いというふうに聞いております。そのような事務的な負担を地方政府に強いのが望ましいとは、とても考えられません。

第一に、都市再生特別措置法について質問します。

が、国土交通大臣及び総務大臣の御答弁を求める。

この法律に基づき貸し付けられている都市開発資金は、繰り上げ償還が見込みの十倍以上になる年も出るなど、飛躍的に増大している状況にござります。しかし、それにもかかわらず、成立しました平成十七年度予算においては、都市開発資金の金融通特別会計への一般会計からの繰り入れが続行されております。

さらに、今般の改正案では、出資支援を実施することになつております。民間都市開発推進機構について、この機構、都市開発のエキスパートであります国土交通省の幹部OBがたくさん天下かれています。しかし、支援の実施に当たっては、この民間の事業区域が、市町村が策定したであろう都市再生整備計画の対象区域に含まれることが条件となつてお

ります。しかし、支援の実施に当たっては、この民間の事業区域が、市町村が策定したであろう都市再生整備計画の対象区域に含まれることが条件となつてお

ります。ただし、支障の実施に当たっては、この民間の事業区域が、市町村が策定したであろう都市再生整備計画の対象区域に含まれることが条件となつてお

ります。ただし、支障の実施に当たっては、この民間の事業区域が、市町村が策定したであろう都市再生整備計画の対象区域に含まれることが条件となつてお

ります。ただし、支障の実施に当たっては、この民間の事業区域が、市町村が策定したであろう都市再生整備計画の対象区域に含まれることが条件となつてお

ります。ただし、支障の実施に当たっては、この民間の事業区域が、市町村が策定したであろう都市再生整備計画の対象区域に含まれることが条件となつてお

ような事業を地方や民間に渡したら混乱が起きて大変なことになります、今、彼らにはそんな能力はありません、そのような趣旨の説明を幾度となく聞いてまいりました。また、それらについて官邸からの明確な指示が下つたことは、ほとんどございませんでした。

○議長(河野洋平君) 和田隆志君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○和田隆志君(続) こうした経験を積むうちに、小泉総理は、地方や民間に渡す内容をどのレベルで考えているんだろうかと疑問を持つようになりました。つまり、所管省庁の言うように、現時点で地方や民間にできることなのか、それとも、将来のあるべき姿として地方や民間にできることなのかということです。いろいろな面で、後者を期待された国民の皆様方が大変多かつたのではないかでしょうか。

しかし、議題となつた都市再生特別措置法についても、三位一体改革関連の法案についても、こどもとくと言つていいほど、結果的に、現時点でのことに限定されているような気がしてなりません。また、合併によって、来年からどこまでのことが実施できるのかさえわからなくなつてゐる自治体も多いと聞きます。

小泉総理も、就任された当時、その仕切りではうまくいかないと思われたからこそ、このキャッチフレーズを使われたのではないでしようか。そ

う考えると、現時点で能力が備わつてゐるかどうかをマルクマールにするのは、本末転倒だと思います。(拍手)

地方や民間は、今まで中央省庁の指導のもとで、そのとおり申請し、事業を実施することを求めていたわけですから、現時点でやれることに制約があるのはむしろ当然だと思います。その能効力を備えられるような施策を打つことこそが求められているのではないかでしようか。

○議長(河野洋平君) 結論を急いでください。

○和田隆志君(続) しかし、これまでのところ、国と地方との間で仕事とお金の配分を変えた部分について、どのような根拠で地方に渡す仕事とお金を考えているかと聞くと、全国のバランスをとる必要がありますというような趣旨がたくさん返つてまいります。これでは、やる気を持って取り組もうとしている地方自治体や民間の方に余りに失礼ではないでしようか。

このようなスタンスではなく、思い切つて、地方や民間の方々の能力を信じて、どこまでできるか、思い切つて任せてみる、そのような政策スタンスを求めると思いますが、内閣官房長官の答弁を求めます。(拍手)

最後に、小泉政権がそのような度量の大きい政策スタンスをとれないのであれば、民主党がすぐにも交代し、今までのしがらみにとらわれず、地方への一括交付金の創設など、あるべき姿に向かって進む未来志向の政策を繰り出し、地方分権

や民間部門の活性化、主役化を強力に推進することをお誓い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

〔國務大臣細田博之君登壇〕

○國務大臣(細田博之君) 和田議員にお答えいたしました。

まず、大都市の再生より中小都市の再生を後回しにしたのではないかという御指摘がございました。

地方の中小都市の再生につきましては、これまで、都市再生本部におきまして、稚内から石垣まで、全国の都市再生の推進のため、歴史的なたずまいの継承や観光を生かしたまちづくりなどを、中小都市に共通する課題について協議会を開設して対応したほか、全国都市再生モデル調査、年間百六十から百七十件において、多くの中小都市による先導的な活動の支援などの施策を講じておられます。

このように、都市再生本部におきましては、波及効果の大小によって大都市中心に再生に取り組むというのではなく、大都市、中小都市それぞれの特性に応じつつ施策を推進してきたところでありまして、中小都市を後回しにしたという御指摘は当たらないと考えております。

中小都市につきましては、いまだ厳しい状況が見られることを踏まえつつ、その再生には、引き続き全力で取り組んでまいります。

和田議員初め本院の議員の皆様方は、全國津々浦々の状況をよく御存じの方ばかりでござります。皆様方のいろいろな地方の実態に応じたお知恵を今後とも賜つてまいりたいと思つております。

次に、大都市、中小都市の調査分析が不十分であつて、説明責任を果たしていないのではないかというお尋ねがございました。

都市再生の推進に当たりましては、全閣僚メンバーとする本部の主導のもと、施策ごとに関係省庁連絡会議等を設置して、内閣一体となつて進めております。

施策の実施に当たりましては、できる限り現状を十分に把握した上で施策を講じることが望ましいと考えており、関係自治体の抱える問題点を踏まえまして、都市再生プロジェクトの立ち上げ等の形で政策目標を設定し、その進捗状況については、おおむね年に二、三回開催している都市再生本部会合の際に把握、評価に努めております。また、近々、都市再生本部のホームページにより、詳細な情報を掲載し、国民への説明責任を果たしていくことといたしております。

今後とも、自治体と連携を一層強めてまいりたいと思っております。

第三に、小泉内閣が地方にできることは地方に、民間にできることは民間にと言つておるけれども、自治体や民間の現時点の能力に限定しているのではないかというようなお尋ねがございました。

官 報 (号外)

三位一体改革の推進等におきましても、地方自治体の御意見をよく承りながら、そして国の政策と調整していくという基本的な小泉内閣の姿勢は、あくまでも地方にできることは地方にという考え方を原則として進めていくわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

また、まちづくり交付金等の工夫につきましても、このたびから、道路、市町村道と農道、林道などの問題、あるいは下水、農村、漁村の集落排水の問題、あるいは港湾と漁港の問題等、これまで大きな欠点がある、地方の実情に即していないと言われてきた分野についても、省庁横断的な交付金を創設するなど、地方の声を反映した施策を打ち出してきております。

今後とも、こうした地方や民間の持てる力、潜在力を最大限に引き出す施策を推進してまいる所存でございますので、議員各位のさらなるお知恵を賜りたいと思っております。

以上であります。(拍手)

〔國務大臣北側一雄君登壇〕

○國務大臣(北側一雄君) 七問、御質問をちょうだいいたしました。

中小都市の都市再生の予算、制度についてのお尋ねでございます。

都市再生の推進は、大都市、中小都市にかかわらず、地域が、中心市街地の活性化などのそれぞれの重点的な課題に対応して、創意工夫を發揮しながらまちづくりに取り組んでいくことを支援し

ていくことが肝要であると考えております。

このため、政府としての都市再生への取り組み

が始まって以来、これまでも稚内から石垣までを含む言葉に、全国都市再生モデル調査の実施やまちづくり交付金の創設など、地方都市にも評価していただける地方公共団体の創意工夫を生かしたもので、意欲的な取り組みを支援するための予算、法制度を逐次整備してまいりました。

ちなみに、全国都市再生モデル調査の実績は、約七割が県庁所在都市、特別区以外の都市であり、まちづくり交付金も、人口二十万人以下の都市が約七割となっています。

本法律案もこうした観点から、これらの施策に加えて、さらに、市町村の都市再生の取り組みと連携した民間プロジェクトの支援や土地区画整理事業への民間活力の導入等が今後の都市再生の推進のために必要であるとの認識から提案するものであります。まちづくり会議を設け、中止されましたが、この検討を踏まえて、中小都市の活性化の処方せんとなるべき総合的対策についてさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、民間の都市再生事業をまちづくり交付金

の対象に追加、統合するべきではないかという御質問でございます。

次に、民間事業について、市町村を通じてまちづくり交付金で支援することは現在でも可能でございますが、都市再生に資する優良な民間事業への支援をより効果的に行うために、財政的支援措置であるまちづくり交付金に加え、今回、出資という金融的手法による支援措置を創設しようというものでございました。

次に、民間機関の現在の業務の健全性、審査能

力、迅速性の評価と今後の方針についてお尋ねがございました。

民間機関は、昭和六十二年の設立以降、参加業務、融通業務、土地取得・譲渡業務を通じて、民間都市開発事業の立ち上げを支援し、相当の実績を上げてきたところであり、資金回収について

も、これまでおおむね円滑に行われ、今後も適切な回収が図られるものと考えております。

民都機構には、都市開発の専門家による審査体制のもとで、過去の支援実績を通じたノウハウ、情報が蓄積されており、今回新たに行う出資業務においても、審査を適切かつ迅速に行うことができると考えておるところでございます。

次に、区画整理会社を施行者に追加するねらいについて御質問がございました。

土地区画整理組合では、必ずしも事業を熟知しているとは限らない地権者みずからが經營に当たっていることから、資金調達の難航やノウハウの不足により事業が遅延したり、事業化が困難となる例が見られるところでございます。

これに対して、区画整理会社においては、資金力、信用とノウハウを有する民間事業者が参画することから、民間事業者の資金力や創意工夫を生かして、円滑な事業展開が可能となると考えております。

最後に、都市開発資金の貸し付けの見込みについて御質問がございました。

都市開発資金は、土地区画整理事業等について、地方公共団体等に対し資金を貸し付けるものであり、貸付対象者からの要望を踏まえて必要とされる予算額を計上しておるところでございます。

十七年度予算においては、全体としての貸付額を絞り込み、重点化を図つておりますが、その中

で区画整理会社への貸し付けの追加を行うなど、新たなニーズに対応しており、これに必要と見込まれる資金を予算額として計上し、この予算額を確保するために必要な一般会計の繰り入れを行うものでございます。(拍手)

〔国務大臣谷垣禎一君登壇〕

○國務大臣(谷垣禎一君) 和田議員にお答えいたします。

都市再生を大都市から中小都市への順番で進めた結果、投入国費等が高くなつたのではないかというお尋ねがありました。

都市再生に関するこれまでの取り組みにつきましては、政府として、大都市、地方中小都市のどちらかを優先して進めるということじゃなく、地域のそれぞれの特性に応じながら、適時適切に施策を推進してきたものと理解しております。

民間都市開発推進機構については、民間都市開発事業の円滑な推進の支援を目的として、法律の規定に基づき、参加業務、融通業務、土地取得・譲渡業務などを行っておりますが、これまで、都市開発の専門家による審査体制のもとで、厳格な案件審査が行われるとともに、資金回収についてもおおむね円滑に行われていると承知しております。

地方都市の再生に関する財源についてお尋ねがありました。

地方都市の再生につきましては、政府としての重要な課題の一つと認識しており、十七年度予算においても制度の拡充を行つておりますが、その際、地方の自主性、裁量性を最大限に尊重した交付金の拡充や創設を図つとともに、民間都市開発事業者のニーズに対応した出資制度を創設するな

ど、地域の要望に沿つた使い勝手のよいものとすべく最大限配慮したところであります。

なお、税源移譲については、三位一体改革の一環として取り組んでいるところであり、地方とも協議を重ねた上で取りまとめた改革の全体像においては、税源移譲については、おおむね三兆円規模を目指すこととし、その八割方について具体的に取りまとめています。

また、全体像においては、残された課題について、平成十七年中に検討を行い、結論を得ることとしており、今後、この全体像に沿つて改革をさらに進めてまいります。

民間都市開発推進機構の資金回収めどや審査能力等についてお尋ねがありました。

民間都市開発推進機構については、民間都市開発事業の円滑な推進の支援を目的として、法律の規定に基づき、参加業務、融通業務、土地取得・譲渡業務などを行っておりますが、これまで、都市開発資金融通特別会計については、借り手からの繰り上げ償還の発生や毎年度の予算執行の結果として剩余额を生じておるところであります。

が、今後とも、予算の執行状況の把握を的確に行いつつ、適切な予算計上に努めてまいります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○國務大臣(麻生太郎君) 最初に、中小都市が都市再生に取り組む能力についてのお尋ねがあつております。

近年、地方公共団体は、まちづくりや地域振興に積極的に取り組んできておりまして、職員の能力も間違ひなく向上してきておると存じます。

しかし、今後、地方団体が創意工夫というものを生かしながら都市再生などのプロジェクトを取り組んでいくためには、中小都市も含めまして、いわゆる基礎自治体の能力、規模、さらには財政

都市開発資金金融通特別会計については、都市整備の円滑化を図るため、市街地再開発事業等への無利子貸し付けの原資として一般会計からの繰り入れを行つておるものであります。

十七年度の一般会計繰入額については、現下の厳しい財政状況の中で厳しく抑制すべきとの方針の実行を行つておるものであります。

規模といったものを一層充実強化することが望ましいと考えております。

また、都市再生事業に関して、現在あるまちづくり交付金へ事業を追加すべきではないかとの御提言があつております。

御指摘のように、まちづくり交付金の所管は国土交通省ということでありますが、さまざまな国庫補助負担金につきましては、地域の実態に即して効率的な事業執行が可能となるようにすべきだというのは当然と存じます。

今後とも、地方の自由度の拡大、自主性の向上を図るという補助金改革の趣旨にかんがみまして、交付金化にとどまらず、一般財源化というものを働きかけていかねばならぬと思つております。

最後に、地方に対する財源と権限の移譲についてのお尋ねがあつております。

現在進めております地方分権の考え方では、地方に生きることは地方に生きる理念のもと、國の関与というものを縮小し、そして地方の権限と責任を拡大しようとするものであります。

現在取り組んでおります三位一体の改革を実施することで、地方に対する財源と権限の移譲が次第に進んでいくものと考えております。今後、三位一体の改革の期間中に、三兆円の税源移譲の実現を図るとともに、さらなる地方の権限の拡大というものをしてまいらねばならぬと思っております。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

また、都市再生事業に関して、現在あるまちづくり交付金へ事業を追加すべきではないかとの御提言があつております。

御指摘のように、まちづくり交付金の所管は国土交通省ということでありますが、さまざまな国庫補助負担金につきましては、地域の実態に即して効率的な事業執行が可能となるようにすべきだというのは当然と存じます。

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣南野知恵子君。

〔国務大臣南野知恵子君登壇〕

○国務大臣(南野知恵子君) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

現行の監獄法は、明治四十一年に制定されて以来、実質的な改正がされることなく今日に至つては、その規定が設けられていないなど、今日では極めて不十分なものとなつております。

他方で、治安情勢の悪化を受けて、国民が安心して暮らせる安全な社会の実現が強く求められており、昨今の状況にかんがみますと、受刑者の処遇

が明確ではなく、受刑者処遇の内容についても十分な規定が設けられていないなど、今日では極めて不十分なものとなつております。

一方で、被収容者の権利義務関係や職員の権限が明確ではなく、受刑者に対する権限が不明確であります。

現行の監獄法は、明治四十一年に制定されて以来、実質的な改正がされることなく今日に至つては、その規定が設けられていないなど、今日では極めて不十分なものとなつております。

現在進めています地方分権の考え方では、地方に生きることは地方に生きる理念のもと、國の関与というものを縮小し、そして地方の権限と責任を拡大しようとするものであります。

現在取り組んでおります三位一体の改革を実施することで、地方に対する財源と権限の移譲が次第に進んでいくものと考えております。今後、三位一体の改革の期間中に、三兆円の税源移譲の実現を図るとともに、さらなる地方の権限の拡大というものをしてまいらねばならぬと思っております。(拍手)

を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるものであり、刑事施設の運営の透明性を確保するため、刑事施設視察委員会の設置、組織及び権限についても定めることとしております。

第二は、受刑者の処遇について定めるものであり、次の点などを主な内容としております。

その一は、受刑者の権利及び義務の範囲を明らかにするとともに、その生活及び行動に制限を加える必要がある場合につき、その根拠及び限界を定めることであります。

その二は、受刑者に対して、適正な生活条件の保障を図るとともに、医療、運動等の健康の維持のために適切な措置を講ずることであります。

その三は、受刑者には矯正処遇として作業を行わせるとともに、改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な指導を行うものとすること、矯正処遇は、受刑者ごとに作成する処遇要領に基づき、必要に応じ、専門的知識及び技術を活用して行うこと、自発性及び自律性を涵養するため、生活や行動に対する制限は、受刑者処遇の目的を達成する見込みが高まるに従い順次緩和されるものとすること、改善更生の意欲を喚起するため、優遇措置を講ずるものとすること、一定の条件を備える受刑者について、円滑な社会復帰を図るた

め、職員の同行なしに外出及び外泊することを許すことができるものとすること、その他受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るために処遇方法を定めることであります。

その四は、面会、信書の発受等の外部交通についての規定を整備するものであります。

その五は、一定の刑事施設の長の措置についての審査の申請、身体に対する違法な有形力の行使等についての事実の申告等の不服申し立て制度を整備することであります。

第三は、労役場留置者の処遇、刑事施設に代用される警察留置場に係る規定の整備その他所要の措置を講ずるものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。辻惠君。

〔辻惠君登壇〕

○辻惠君 民主党の辻惠でございます。

ただいま議題となりました刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律案について、民主党・無所属クラブを代表して質問いたします。(拍手)

まず、質問に先立ち、本日、日本歯科医師政治

連盟の元常任理事内田裕一被告に対して、懲役二年六月、執行猶予五年の判決が下されました。判決の要旨として、政治活動の透明性確保という法の趣旨に反した悪質な犯罪である、国民に多大の疑惑を抱かせ、制度への信頼を損なった、そして、橋本元首相に一億円を交付したという事実を認定しております。

この問題の解明については、国民の九〇%の皆さんが強くその解明を要求している。まさに、これにこたえることが議会としての責任を果たすことではありませんか。この衆議院本会議の意思として、橋本元首相を初めとした証人喚問を実現し

ていくこと、このことを強く訴えたいと思います。(拍手)

小泉政権が発足して四年間、この間に日本の財政赤字は雪だるま式に膨れ上がり、その矛盾は、年間自殺者三万五千人、自己破産者二十四万人という数字となつてあらわれております。一体、小泉政権は、日本の現状をどのようにとらえ、未来に向けてどのように希望をつくり出そうとしているのでありますよ。

小泉政権の一連の政策に、未来を展望した確かな構想を感じることはできません。本法律案もまたしかりであります。日本の二十一世紀の行刑をどのように構築するのかという一貫した理念を見出すことはできないであります。速やかな政権交代が必要となるゆえんであります。(拍手)

まず、法律案の立法事実についてであります。

日本の行刑制度に関する法制は、一九〇八年の

監獄法の制定を嚆矢とします。当時は、行刑制度が法律に規定されることはまれな時代であります。

が法律に規定されることはまれな時代であります。

たが、その後百年近くにわたり実質的な改正が行われず、このため、日本の行刑は、特別権力関係を強調した規律秩序偏重のまま推移し、国際的な

行刑理念、基準から大きくおくれをとつております。行刑に関する国際準則として、一九五五年に国連で定められた被拘禁者待遇最低基準規則に照らせば、今日の日本の行刑がいかに国際基準に

もどるものであるのかは一目瞭然であります。

(拍手)

二〇〇一年十二月から二〇〇二年九月にかけて名古屋刑務所で発生した受刑者の死傷事件は、今日の日本の行刑制度が必然的に生み出したものと言ふことができます。保護房収容や革手錠等の戒具の使用など全国の監獄施設の実態は、一刻も早い規律優先から受刑者の人権尊重への転換を迫る

ことになります。行刑に関する国際準則として、一九五五年に国連で定められた被拘禁者待遇最低基準規則に照らせば、今日の日本の行刑がいかに国際基準に

もどるものであるのかは一目瞭然であります。

(拍手)

二〇〇一年十二月から二〇〇二年九月にかけて名古屋刑務所で発生した受刑者の死傷事件は、今日の日本の行刑制度が必然的に生み出したものと

言ふことができます。保護房収容や革手錠等の戒具の使用など全国の監獄施設の実態は、一刻も早

い規律優先から受刑者の人権尊重への転換を迫る

ことになります。行刑に関する国際準則として、一九五五年に国連で定められた被拘禁者待遇最低基準規則に照らせば、今日の日本の行刑がいかに国際基準に

もどるものであるのかは一目瞭然であります。

これまで、一九八〇年代以降、現行監獄法の改正は三度にわたつて試みてこられました。しかし、各改正案は、代用監獄の恒久化を図るものであり、かつ、未決、既決の被拘禁者の人権保障が極めて不十分であることもあって、今まで改正されるに至つておりません。今や、端的に受刑者

の改進は、人権尊重の観点から見て、現行監獄法の改進が不可欠なものである。なぜなら、

これまで、一九八〇年代以降、現行監獄法の改進は、人権尊重の観点から見て、現行監獄法の改進が不可欠なものである。なぜなら、

この改革において実現される待遇により、受刑者が、真の意味での改善更生を遂げ、再び社会の担い手となるべく、人間としての自信と誇りをもつて社会に復帰することが、最終的には国民全体の利益となるものと考えるからである。まさに、この提言やよしとしなければなりません。(拍手)

これまで、一九八〇年代以降、現行監獄法の改進は、人権尊重の観点から見て、現行監獄法の改進が不可欠なものである。なぜなら、

この改革において実現される待遇により、受刑者が、真の意味での改善更生を遂げ、再び社会の担い手となるべく、人間としての自信と誇りをもつて社会に復帰することが、最終的には国民全体の利益となるものと考えるからである。まさに、この提言やよしとしなければなりません。(拍手)

ることから、受刑者の待遇こそ行刑にとって最も重要な課題です。罪を犯した者を、真の意味で改善更生させ、円滑な社会復帰をさせることが重要であります。

あり、このためには、単に刑務所に戻りたくないという消極的な形にとどまるのではなく、各受刑者が、人間としての誇りと自信を取り戻し、自発的、自律的に改善更生及び社会復帰の意欲を持つことを導き出すことのできる待遇を実現していく必要があります。

そのためには、まず第一に、受刑者が人間としてその人権を十分に尊重されることが必要であります。具体的には、受刑者の権利義務が明確化され、外部交通権、医療や不服申し立て制度を初め、人間としての尊厳を保持するための諸権利が保障されなければなりません。

そのためには、まず第一に、受刑者が人間としてその人権を十分に尊重されることが必要であります。具体的には、受刑者の権利義務が明確化され、外部交通権、医療や不服申し立て制度を初め、人間としての尊厳を保持するための諸権利が保障されなければなりません。

次に第二に、受刑者が人間性を尊重されるためには、行刑施設の職員もまた、みずからの職務に使命感と充実感を持ち得ることができていなければなりません。職員の人権意識の涵養を図るとともに、職員の権限を明確にし、健全な執務環境を確保することを不可欠といたします。

そして第三に、何よりも受刑者の特性に応じた実効的な待遇がなされることが重要であります。

作業時間を短縮するなど刑務作業の内容を見直すとともに、カウンセリング、教誨、教科指導、生活指導などの刑務作業以外の待遇や治療の充実、

豊富化が図られる必要があります。

この待遇の充実に当たっては、受刑者に対しても

特定の職員が個別指導するという、これまでの日本刑に特有な担当制の弊害が除去されなければなりません。担当職員の裁量が大きく生殺与奪の権を与えることとなる担当制と、担当者のいわばさじかげんによって昇級が決まるという累進処遇制度とが相まって、日本の行刑は規律偏重が常態化しているのです。

さらに第四に、このような処遇を実効あらしめるためには、施設内処遇と社会内処遇との連携に行が図られなければなりません。円滑な社会復帰が実現できるためには、受刑者が入所した時点から、施設の処遇計画と並行して保護観察官を関与護機関とがより一層連携を密にして、具体的な方策を煮詰めることが有用であります。行刑施設と更生保護機関とがより一層連携を密にして、具体的な方策を煮詰めることが喫緊の課題なのであります。(拍手)

それでは、本法案の内容はどうなのであります。

本法案は第一条で、刑事施設の適正な管理運営を図ること、受刑者等の人権を尊重すること、そして適切な処遇を行うことという三つの目標を掲げております。人権保障と適切な処遇を目的として掲げ、従前の規律優先の行刑から脱しようとしていることは、遅きに失したとはいえ、相応の評価がなされるべきであります。

しかし、本法律案が行刑の中核たる受刑者の適切な処遇を実現する理念で貫かれているかについては疑問があります。

すなわち、刑事施設の長が主体となつた規定が多く、また法務省令への委任となつていて、受刑者の権利義務規定として不十分である。拘禁条件

を含んだ待遇という意味での広義の処遇と、受刑

者に使用されていない。現行担当制が温存されており、受刑者の矯正処遇が実務上どう実現されるのか不明である。外部交通権の保障、不服申し立て制度等受刑者の権利規定が不十分であり、かつ

警察庁長官の巡察など不必要的警察留置場規定が盛り込まれている等だからであります。

そこで、各大臣に対しても、次のとおり所見を伺います。

まず、法務大臣に対して、第一に、受刑者の処遇の原則について、自発性、自律性に基づくことを原則としながら、矯正処遇の内容としては作業、改善指導、教科指導が規定されているだけであります。これだけでは、自発性、自律性がはぐくまれることにならないのではないでしようか。

以上、お答えいただきたいと思います。(拍手)次に、厚生労働大臣に対して、矯正施設内における医療水準について、どのようにお考えでありますか。刑務所といえども、医療分野においては厚生労働省の管轄下に置き、法務省との連携を図った方がより妥当なのではありませんか。

さらに、総務大臣に対して、行刑改革会議の提言で、國民に開かれた行刑ということが強調されています。これを実現していくためには刑務所と地域社会との連携を深めることが重要と考えます。ために地方公共団体が果たすべき役割

以外に職員が関与することは予定していないのであります。

第四に、施設内処遇と社会内処遇との連携について、具体的にどのような施策を講ずる予定なのであります。

第五に、受刑者の権利義務についてであります。面会、信書、書類閲覧などの権利制約の要件を一日一時間の運動を法律上保障することに支障があるのでしょうか。

受刑者の居室を単独室とするなどを法律上の原則として、各大臣に対して、次のとおり所見を伺います。

まず、法務大臣に対して、第一に、受刑者の処遇の原則について、自発性、自律性に基づくことを原則としながら、矯正処遇の内容としては作業、改善指導、教科指導が規定されているだけであります。これだけでは、自発性、自律性がはぐくまれることにならないのではないでしようか。

以上、お答えいただきたいと思います。(拍手)次に、厚生労働大臣に対して、矯正施設内における医療水準について、どのようにお考えでありますか。刑務所といえども、医療分野においては厚生労働省の管轄下に置き、法務省との連携を図った方がより妥当なのではありませんか。

さらに、総務大臣に対して、行刑改革会議の提言で、國民に開かれた行刑ということが強調されています。これを実現していくためには刑務所と地域社会との連携を深めることが重要と考えます。ために地方公共団体が果たすべき役割

最後に、国家公安委員長に対して、警察留置場に関する規定は来年にも改正が予定されております。必要最小限の今回の改正とすべきではあります。

第三に、「矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行う」とされておりますが、専門家

を欠如した受刑者が増加しているのであります。法務大臣は、極めて無邪気に、しかも思慮もなく、刑法の重罰化により規範意識が醸成されると官僚の作成した浅薄な答弁を棒読みされました

が、みずから行為が日本の社会を取り返しのつかない方向に切り裂き、ひいては本法律案の目的とする矯正処遇の前提を覆すことになっていることの自覚をお持ちでしようか。

○議長(河野洋平君) 辻君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○辻惠君(続) 競争原理の強調や治安重視の観点から決別し、市民社会の包摂力を鍛える施策こそ必要であると考えますが、いかがお考えでしょうか。

行刑目的を実現するためには、さまざまな価値観や生活歴を有する受刑者に対し、その特性について競争原理から分析し、市民社会の中に包摂する方策を考察することが不可欠であります。かかる考察は、競争と排除という小泉政権の理念からは決して導かれ得ないものであります。

結語として、以上のことから、小泉政権が、多様な存在を許容していくという、市民社会の統合に向けて政策提言する能力をもはや喪失していることが明らかであります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 結論を急いでください。

○辻惠君(続) 日本の社会に取り返しのつかない災禍を及ぼす前に一刻も早く退陣し、真に二十一

世紀の未来を担う民主党に政権を譲り渡すべきことを要求して、私の代表質問といいたします。

(拍手)

〔国務大臣南野知恵子君登壇〕

○国務大臣(南野知恵子君) 辻議員にお答えを申し上げます。

まず、受刑者の自発性、自律性の育成についてお尋ねがありました。

受刑者の処遇に当たっては、その自発性及び自律性を涵養することが重要であることは御指摘のとおりであり、法案においても、矯正処遇の目的を達成する見込みが高まるに従い、受刑者の行動等に対する制限は順次緩和するものとしているほか、受刑者の処遇は、その自覚に訴えてこれを行なうとする理念を受けて、その具体的な実施に当たっては、受刑者が自発的、自律的に改善更生や社会復帰に取り組む意欲を喚起するような処遇プログラムを策定するなど、受刑者の自発性、自律性の涵養に十分配慮していくことになるものと考

えております。

次に、矯正処遇への専門家以外の職員の関与についてお尋ねがありました。

矯正処遇は、一般的の職員が中心となつてこれを実施することになりますが、特に改善指導等は、

心理学等の専門知識や技術を活用して行う必要があり、今後とも、こうした知識等を有する心理技

官等の職員のほか、民間の専門家も活用し、その充実を図つていきたいと考えております。

次に、施設内処遇と社会内処遇との連携の強化についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るために、刑事施設と更生保護機関の連携を緊密にし、施設内処遇から社会内処遇への円滑な移行を図ることが重要であります。

そのため、受刑者が刑事施設に入所した時点から刑事施設と更生保護機関との間で受刑者に関する情報を共有し、早期に更生保護機関が釈放後の生活環境の整備を実施するとともに、刑事施設においてもこれを前提として計画的な処遇を実施しているところがありますが、今後とも、こうした

そのため、今後、心理技官を積極的に処遇に関与させて担当職員をサポートさせたり、担当職員を複数配置するなどの対応を進め、その問題の解消に努めてまいりたいと考えているところであります。

法案においては、刑事施設の規律及び秩序を害するようなことがないよう、その運用には十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、受刑者の権利の制約要件についてお尋ねがありました。

法案においては、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときなどに受刑者の権利を制約できるものとしておりますが、こうしたおそれがあるときには、安全で秩序ある共同生活と適切な処遇環境を確保するために、受刑者の権利を制約する必要があり、したがつて、この要件をさらに限定することは適当ではないと考えております。

もとより、こうした受刑者の権利制約の要件は、合理的な根拠をもつて認定することが必要である上、法案においては、制約は「必要な限度を超えてはならない」とする比例原則を明記しているところであり、過度に受刑者の権利を制約することのないよう適切な運用に努めていきたいと考えております。

そのため、受刑者が刑事施設に入所した時点から刑事施設と更生保護機関との間で受刑者に関する情報を共有し、早期に更生保護機関が釈放後の生活環境の整備を実施するとともに、刑事施設においてもこれを前提として計画的な処遇を実施しているところがありますが、今後とも、こうした

観点から連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、受刑者の権利の制約要件についてお尋ねがありました。

法案においては、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときなどに受刑者の権利を制約できるものとしておりますが、こう

したおそれがあるときには、安全で秩序ある共同生活と適切な処遇環境を確保するために、受刑者の権利を制約する必要があり、したがつて、この要件をさらに限定することは適当ではないと考えております。

もとより、こうした受刑者の権利制約の要件は、合理的な根拠をもつて認定することが必要である上、法案においては、制約は「必要な限度を超えてはならない」とする比例原則を明記しているところであり、過度に受刑者の権利を制約することのないよう適切な運用に努めていきたいと考えております。

そのため、受刑者が刑事施設に入所した時点から刑事施設と更生保護機関との間で受刑者に関する情報を共有し、早期に更生保護機関が釈放後の生活環境の整備を実施するとともに、刑事施設においてもこれを前提として計画的な処遇を実施しているところがありますが、今後とも、こうした

適切な運動を行う機会の付与は受刑者の健康の保持のために必要ですが、現下の収容状況や、運動のためのスペース及び職員配置の状況を前提とすると、大多数の刑事施設において一日一時間の運動の機会を確保することは現実問題として不可能であり、これを法律上保障することは適当ではないと考えております。

次に、受刑者の居室を単独室とする原則についてお尋ねがありました。

受刑者の居室は基本的に単独室とすることが望ましいものと考えていますが、現在の施設の状況のもとにおいては、単独室収容を原則することは不可能であり、目標としてあります。余りにも現実と乖離した内容を、刑事施設の長に義務づける法規範として規定することは適当でないと考えております。

次に、受刑者から申し出のあつた際の診療義務の明確化についてお尋ねがありました。

法案は、受刑者が負傷しもしくは疾病にかかる疑いがある場合の医療上の措置義務を規定しています。

これにより、受刑者から診療の申し出があつた場合には、仮病であることが明らかな場合など例外的な場合を除き、適切な資格、知識を有する者がその受刑者の状況を把握し、必要であるときは受け入れられるような成熟した社会を築くことも大切なことです。これも重要な課題として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、刑事施設の医療の充実についてお尋ねがありました。

被収容者に対する医療は、国の責務であり、医師を中心とする医療スタッフの確保や医療機器の整備など、医療の充実に努めているところであります。

また、刑事施設での対応が難しい場合に備え

て、協力病院を確保するため関係機関との連携の強化に努めているところであり、今後とも、医療体制の一層の充実に向けて努力してまいりたいと考えております。

私は、社会経済の活性化を図るために、自由な競争が促進されることも有意義であると考えておりますし、国民が安心して暮らせる安全な社会を築くためには、法秩序の維持が必要であるとも考えております。そして、そのための施策を推進していく必要があります。

御指摘のように、受刑者と地域社会とのいわゆる交流につきましては、法務省から御相談があります。そこで、そのための施策を推進していくべきものも尊重しながら、よく話を伺っています。

もちろん、これらと並び、改善更生し社会復帰含め、社会的な弱者を社会から排除する気風を醸成することにつながるものではないと確信しております。

(拍手)
〔国務大臣尾辻秀久君登壇〕
○国務大臣(尾辻秀久君) 刑務所における医療についてのお尋ねでございました。

刑務所におきましては、受刑者の日常生活全般が刑務所の管理のもとに行われておりますので、受刑者の健康管理や医療もこの一環として、刑務所の責任のもとに提供されることが適当であると考えております。すなわち、法務省の責任のもとで行われることが適当であると考えます。

一方、刑務所内における医療機関は、国の開設する医療機関として医療法の適用を受けますことから、厚生労働省としても、所在地の都道府県知事と連携しながら、刑務所内の医療機関に対し、医療法に基づき、必要に応じ適切な指導監督を行なうよう努めることでございます。

なければ、さようなことにならうと思います。

刑務所などの設置と運営は……(発言する者あり)やかましいな、本当に。

刑務所などの設置と運営というものにつきましては、国と地方の役割分担におきまして、専ら國の事務とされていますことは御存じのとおりであります。

〔国務大臣村田吉隆君登壇〕

御指摘のように、受刑者と地域社会とのいわゆる交流につきましては、地方公共団体の自らもいたしましては、地方公共団体の自主性というのも尊重しながら、よく話を伺つて、適切に処理をしてまいりたいと存じます。

これらの中でも、特に警察庁長官の主宰する巡察について、具体的に御指摘があつたところでござりますが、刑事施設については、新法に規定された法務大臣の主宰する実地監査等により全国的な均一性を確保することとしているところであります。しかし、警察留置場に関する規定については、新法に規定された法務大臣の主宰する実地監査等により全国的な均一性を確保することとしているところでありますが、警察留置場に関する規定についても、これとの均衡を図るため、全国的な見地から調整する仕組みとして、警察庁長官の指定する職員が直接留置場を巡回し視察することが必要であります。

いずれにせよ、今後引き続き行われる、代用監獄制度を含む未決拘禁者待遇に関する事項等についての検討に当たっては、真摯に議論に参加してまいる所存でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十六分散会

半島振興法の一部を改正する法律
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一
部を改正する法律

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改
定の特例に関する法律

山村振興法の一部を改正する法律

恩給法の一部を改正する法律

(報告書受領)

出席国務大臣	総務大臣	法務大臣	厚生労働大臣	国土交通大臣	国務大臣	法務副大臣	国土交通副大臣	国務大臣	出席副大臣
麻生太郎君	南野知惠子君	谷垣禎一君	尾辻秀久君	北側一雄君	細田吉隆君	滝実君	蓮実君	村田吉隆君	

山村振興法の一部を改正する法律

恩給法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の報告書を受領し
た。

平成十六年度第三・四半期における予算使用の
状況

自衛隊員倫理法第五条第五項の規定に基づく自
衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告

国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告

国家公務員倫理法第五条第八項の規定に基づく
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

笹川堯君	加藤勝信君	中村哲治君	仙谷由人君	中村哲治君	笹川堯君
笹川堯君	加藤勝信君	中村哲治君	仙谷由人君	中村哲治君	笹川堀君

辞任

補欠

寺田稔君	田島一成君	寺田稔君	田島一成君	寺田稔君	田島一成君
寺田稔君	田島一成君	寺田稔君	田島一成君	寺田稔君	田島一成君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
人事交流に関する年次報告

の報告書を受領した。

国家公務員法第二百三十一条第九項の規定に基づく平
成十六年常利企業への就職の承認に関する年次
報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第
二十二条第三項の規定に基づく平成十六年官民
人事交流に関する年次報告

泉健太君	藤田一枝君	大前繁雄君	本多平直君
市村浩一郎君	本多平直君	近藤基彦君	渡辺具能君
泉健太君	藤田一枝君	小西理君	

出席国務大臣	総務大臣	法務大臣	厚生労働大臣	国土交通大臣	国務大臣	法務副大臣	国土交通副大臣	国務大臣	出席副大臣
麻生太郎君	南野知惠子君	谷垣禎一君	尾辻秀久君	北側一雄君	細田吉隆君	滝実君	蓮実君	村田吉隆君	

一、去る二十三日、参議院議長から、国会におい
て議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知
書を受領した。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措
置に関する法律第三十二条第四項の規定に基づ
く国民の保護に関する基本指針の報告

食料・農業・農村基本法第十五条第八項におい
て準用する同条第六項の規定に基づく食料・農
業・農村基本計画の報告

（通知書受領）

一、去る二十三日、内閣から次の報告書を受領し
た。

平成十六年度第三・四半期における国庫の状況

平成十六年度第三・四半期における国庫の状況

（報告書受領）

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

補欠

宮下一郎君	中山泰秀君	宮下一郎君	中山泰秀君
宮下一郎君	中山泰秀君	宮下一郎君	中山泰秀君

辞任

補欠

井上信治君	加藤勝信君	井上信治君	加藤勝信君
井上信治君	加藤勝信君	井上信治君	加藤勝信君

辞任

補欠

西村康稔君	若井康彦君	西村康稔君	若井康彦君
西村康稔君	若井康彦君	西村康稔君	若井康彦君

辞任

補欠

城島正光君	河野太郎君	城島正光君	河野太郎君
城島正光君	河野太郎君	城島正光君	河野太郎君

辞任

補欠

若井康彦君	井上信治君	若井康彦君	井上信治君
若井康彦君	井上信治君	若井康彦君	井上信治君

辞任

補欠

小西理君	近藤基彦君	小西理君	近藤基彦君
小西理君	近藤基彦君	小西理君	近藤基彦君

辞任

補欠

渡辺具能君	大前繁雄君	渡辺具能君	大前繁雄君
渡辺具能君	大前繁雄君	渡辺具能君	大前繁雄君

辞任

補欠

若井康彦君	城島正光君	若井康彦君	城島正光君
若井康彦君	城島正光君	若井康彦君	城島正光君

辞任

補欠

河野太郎君	西村康稔君	河野太郎君	西村康稔君
河野太郎君	西村康稔君	河野太郎君	西村康稔君

辞任

補欠

城島正光君	井上信治君	城島正光君	井上信治君
城島正光君	井上信治君	城島正光君	井上信治君

辞任

補欠

若井康彦君	河野太郎君	若井康彦君	河野太郎君
若井康彦君	河野太郎君	若井康彦君	河野太郎君

辞任

補欠

河野太郎君	西村康稔君	河野太郎君	西村康稔君
河野太郎君	西村康稔君	河野太郎君	西村康稔君

辞任

補欠

平成十七年度政府関係機関予算	平成十七年度一般会計予算	平成十七年度特別会計予算	平成十七年度政府関係機関予算
平成十七年度政府関係機関予算	平成十七年度一般会計予算	平成十七年度特別会計予算	平成十七年度政府関係機関予算

辞任

補欠

一、去る二十三日、参議院議長から、国会におい
て議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知
書を受領した。

平成十七年度一般会計予算
平成十七年度特別会計予算
平成十七年度政府関係機関予算

官報(号外)

安全保障委員

辞任

補欠

萩生田光一君

奥野信亮君

中野讓君

橋本清仁君

松崎哲久君

萩生田光一君

奥野信亮君

中野讓君

橋本清仁君

(議案提出)											
一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。											
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案(菅義偉君外十三名提出)											
一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。											
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案											

(議案送付)											
一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。											
無権限預貯金等取引からの預金者等の保護等に関する法律案(中塚一宏君外四名提出)											
一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)											
(議案付託)											

(議案撤回)											
一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。											
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案(菅義偉君外十三名提出)											
一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。											
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外一名提出)											

(議案撤回通知)

一、去る二十五日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外一名提出、五百五十九回国会衆法第一六号)

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

情報通信分野における個人情報の保護に関する質問主意書(川内博史君提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

関西電力美浜原発三号機事故の労働災害等に関する質問主意書(吉井英勝君提出)

大型量販店の火災対策に関する質問主意書(吉井英勝君提出)

社会保険庁の監修料返納等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本放送協会の受信料未納問題等に関する再質問主意書(松野信夫君提出)

政府ならびに政府関連諸法人の教育研修施設に関する質問主意書(田嶋要君提出)

二〇〇五年三月二〇日発生の福岡県西方沖地震に関する質問主意書(若井康彦君提出)

マニフェストで掲げられた社会保障改革への取組

り組みに関する質問主意書(島聰君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島聰君提出証券市場をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員村越祐民君提出司法試験委員会の権限に関する再質問に対する答弁書

平成十七年三月十一日提出 質問 第三二一号

証券市場をめぐる諸問題に関する質問主意書 提出者 島 聰

券取引法上適法ではあるが、法改正の必要があるとしている。ライブドアのケースが起こる以前に、立会外取引の問題点が認識され、この法改正について政府で検討されていたのか。それとも今回のケースで初めて、立会外取引の問題点を認識したのか。

二、政府は今国会で急速、立会外取引を規制するための証券取引法の改正案を国会に提出する一方で、数年にわたり検討されてきた有価証券報告書虚偽記載への課徴金導入は見送ることになつたと聞く。投資家の保護のためには、有価証券報告書虚偽記載への対応の方がより重要なと考えたのが、お示しいただきたい。

三、政府は、上場会社の親会社が株式を公開していない場合、親会社の株主や役員の状況などを子会社の有価証券報告書で開示することを義務づける証券取引法改正案を今国会に提出するお考えと聞く。親会社の情報開示についても、罰則を設けるとのことであるが、これまでこのようないふべき規制を設けてこなかつたのは何故か。

内閣衆質一六二第三二号

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣總理大臣 小泉純一郎

正なルールが不可欠である。しかし、発生する問題に対し、後追い的に法改正を行う現在の金融行政では、十分な投資家保護はできない。現状は市場の隅々まで監視を行う能力を持つていないと言わざるえない。事後的な法改正だけでなく、目前で起きている問題を巧克ツクするのも行政の役割とすれば、日本にも米国の証券取引委員会のような市場の監視機関が必要になると考えるが、政府の考えはいかがか。

ることを想定して導入されたものではない。

しかしながら、証券取引所の立会外取引は、その使い方によつては、取引所有価証券市場外における相対取引による大口の買付けと類似した形態の取引になり得る。株主に平等に売却の機会を与えるという公開買付制度の趣旨にかんがみ、立会外取引のうち、相対取引に類似した取引で、買付け等後の株券等所有割合が三分の一を超える取引については、公開買付制度の対象とすることが適当であるので、今国会に証券取引法の一部を改正する法律案を提出したことである。

二について
金融審議会の報告書を受けて、金融庁において、有価証券報告書などの継続開示書類の虚偽記載に対する課徴金制度を導入することについて検討してきたことは事実であるが、課徴金制度の導入の基礎となる違反行為により得られる経済的利得の内容及び算定方法、課徴金と刑罰規定との関係など引き続き慎重に検討すべき課題が少なくないことから、今国会に提出した証券取引法の一部を改正する法律案に、継続開示書類の虚偽記載に対する課徴金制度の導入は盛り込むにいたらなかつたものであり、公開買付規制の見直しを継続開示書類の虚偽記載に対する課徴金の導入に優先させたということではない。

なお、発行開示書類であると継続開示書類で

あるとを問わずその虚偽記載については、刑罰（五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はその併科。法人に対しては、五億円以下の罰金）の対象となつてゐる。

三について
上場会社の発行する有価証券の投資者にとつて、当該上場会社の親会社の株主、役員、財務等に関する情報は投資判断上重要な情報であると言える。

こうした観点から、現行の開示制度の下、上場会社の有価証券報告書等において、当該上場会社とその親会社との取引に関する情報等が開示されている。

また、証券取引所においては、自主規制規則で、上場会社の親会社の財務等に係る情報を当該上場会社が開示することを求めてきたところである。

今回、上場会社の親会社に係る情報の開示を一層充実させるため、以上の取組に加え、証券取引法上の制度として、上場会社の親会社に対し、株主、役員、財務等に関する情報の開示を義務付けることを内容とする証券取引法の一部を改正する法律案を今国会に提出したところである。

四について
市場監視機能については、これまで、証券取引等監視委員会の体制強化等を着実に実施し

てきたところである。しかしながら、証券行政

を担当する部門と銀行行政及び保険行政を担当する部門とを切り離し、米国の証券取引委員会に類する機関を創設することは、金融コングロマリットの出現や金融商品の一体化といった金融を取り巻く環境の変化を踏まえれば適當ではないと考える。

そこで、法十二条二項二号又は三号を根拠として、合格者数に関する方針を示すことは、司法試験の合否判定に際して一応の目安を示すこととなるから、法十二条二項一号が定める「司法試験を行うこと」に含まれると説明する（同「二の3について」）。

平成十七年三月十四日提出
質問 第三三号

司法試験委員会の権限に関する再質問主意書

提出者 村越 祐民

二 本件議題を審議する権限について

答弁書は、平成十八年・十九年の合格者数に関する方針の審議は、対象年度を問わず、法十二条二項一号（司法試験及び予備試験を行うこと）及び八条（合格者の決定方法）を根拠とするものであり、法十二条二項二号又は三号を根拠として、合格者数に関する方針を示すことは、司法

試験の合否判定に際して一応の目安を示すことについて」・「二の1及び2について」。そして、合格者数に関する方針を示すことは、司法試験を行うこと」に含まれると説明する（同「二の3について」）。

1 「司法試験を行うこと」という法十二条二項一号は、平成十四年改正以前の旧司法試験法における司法試験管理委員会の役割をそのまま引き継いだ規定であるが、昨年までの司法

試験管理委員会において、司法試験実施以前に、当該年度又は翌年度以降の合格者数について議論し、取りまとめた事実はあるか。あるのであれば、いつ、どこで、どのような議論がなされたのか、その内容を明らかにされたい。

2 1に対する回答が否であり、これまでの司法試験管理委員会において試験実施前に合格者数について議論した事実がない場合には、平成十四年改正により、同号に対する解釈が変更されたのか否か、変更がなされた場合に

は、どのような解釈に変更されたのかを明らかにされたい。

3 同様に1にに対する回答が否である場合に法試験の合否判定に際しての一応の目安を示す」(答弁書「二の3について」)必要が生じたのかを具体的に明らかにされたい。

三 司法試験委員会幹事の関与について

1 答弁書(二の4について)は、幹事の出席を、司法試験委員会議事細則四条を根拠に説明しているが、幹事の職務範囲は、司法試験委員会令五条三項が規定する法十二条二項二号及び三号に掲げる事務に限定されると理解して良いか。もし、それ以外にも幹事の職務が存在するのであれば、その法的根拠を具体的に特定されたい。

2 幹事の職務範囲が法十二条二項二号及び三号に限定される場合、幹事の権限を定める司法試験委員会令は、司法試験委員会議事細則より上位の法規である。法体系において、下位にある法規が上位にある法規を変更することはできず、従つて、議事細則により独自に幹事の職務が生じるとは考えられない。幹事の職務が法十二条二項二号及び三号に由来するのであれば、議事細則四条に基づき幹事が出席し、説明・意見述べる事項も、法十二条二項二号及び三号に該当する事項でなければならぬはずであるが、そのように理解し

て良いか。

3 そのように理解できるのであれば、本件議題の審議に関する幹事の関与は、法的根拠を

欠缺ものと言わざるを得ないがどうか。

四 司法試験合格者数の決定権限について

答弁書(三について)は、毎年の合格者数は、試験実施後に法八条により、司法試験委員会が決定すると回答する。

1 回答は、試験実施後の合格者数決定を前提としているので、当該年度の司法試験実施以前に、司法試験合格者数を決定する権限を有する者は存在しないとの意味と理解して良いか。もし、そのような権限を有する者が存在するならば、それを示されたい。

2 司法試験委員会による本件議題の取りまとめには、法的には、どのような意味があるのか。今後の司法試験委員会における議論に対して、拘束力を有するものではないと確認して良いか。

右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員村越祐民君提出司法試験委員会の権限に関する再質問に対する答弁書

一について

司法試験法(昭和二十四年法律第百四十四号)以下「法」という)第七条、第八条及び第十条に基づく司法試験委員会の権限は、法第十二条第二項が定める同委員会の所掌事務の範囲内にある。

二について

司法試験管理委員会は、平成十三年十一月九日、平成十四年度以降の司法試験について協議し、「平成十四(二〇〇二)年の司法試験合格者数を一、二〇〇人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手すること」を提言した平成十三年六月十二日の司法制度改革審議会意見を最大限尊重することを決定したことがあり、平成十四年の法改正以前においても、司法試験実施以前に当該年度又は翌年度以降における司法試験の合格者数の在り方について議論し、取りまとめたことがある。

三について

司法試験委員会令(平成十五年政令第五百十号)第五条第三項は、「幹事は、委員会の所掌事務のうち司法試験法第十二条第二号及び第三号に掲げる事務について、委員を補佐する」と定めている。他方で、司法試験委員会は、その所掌事務を遂行するに当たり、必要が

あると認める場合には、関係者に説明又は意見を述べることを求めることができるものと解され、司法試験委員会議事細則(平成十六年一月二十日司法試験委員会決定)第四条はこのことの規定に基づき、幹事の説明又は意見を聴いてきたものである。

四の1について

司法試験については、当該年度における司法試験実施前にあらかじめ司法試験合格者数を確定的な数値として決定することはできない。

四の2について

司法試験委員会は、平成十七年二月二十八日、併行実施期間中の新旧司法試験合格者数についての司法試験委員会としての考え方を取りまとめ、その中で、平成十八年及び平成十九年に実施される新旧司法試験の合格者についての数値を示したが、これは、今後実施される新旧それぞれの司法試験の合否判定に際しての一応の目安となる概略的な数値を示したものである。

不動産登記法等の一部を改正する法律案

内閣衆質一六二第三三号

平成十七年三月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

三号)司法試験委員会令(平成十五年政令第五百十号)第五条第三項は、「幹事は、委員会の所掌事務のうち司法試験法第十二条第二号及び第三号に掲げる事務について、委員を補佐する」と定めている。他方で、司法試験委員会は、その所掌事務を遂行するに当たり、必要が

国会に提出する。

平成十七年一月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員村越祐民君提出司法試験委員会の権限に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。」と定めている。他方で、司法試験委員会は、その所掌事務を遂行するに当たり、必要が

不動産登記法等の一部を改正する法律

(不動産登記法第一部改正)

第一条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

「第六章 罰則(第二百三十二条第一項)」を

「第六章 罰則(第二百三十二条第一項)」を

「第六章 罰則(第二百三十二条第一項)」を

「第六章 罰則(第二百三十二条第一項)」を

十条

一条(第三十三条)

二条(第三十一条)

三条(第三十二条)

四条(第三十三条)

五条(第三十四条)

六条(第三十五条)

七条(第三十六条)

八条(第三十七条)

九条(第三十八条)

第十条(第三十九条)

第十一项(第四十条)

第十二项(第四十一条)

第十三项(第四十二条)

第十四项(第四十三条)

第十五项(第四十四条)

第十六项(第四十五条)

第十七项(第四十六条)

第十八项(第四十七条)

第十九项(第四十八条)

第二十项(第四十九条)

第二十一项(第五十条)

第二十二项(第五十一条)

第二十三项(第五十二条)

二条(第三十二条)

三条(第三十三条)

四条(第三十四条)

五条(第三十五条)

六条(第三十六条)

七条(第三十七条)

八条(第三十八条)

九条(第三十九条)

十条(第四十条)

十一项(第四十一条)

十二项(第四十二条)

十三项(第四十三条)

十四项(第四十四条)

十五项(第四十五条)

十六项(第四十六条)

十七项(第四十七条)

十八项(第四十八条)

十九项(第四十九条)

二十项(第五十条)

二十一项(第五十一条)

二十二项(第五十二条)

第二条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

「第六章 罰則(第二百三十二条第一項)」を

「第六章 罚則(第二百三十二条第一項)」を

質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第百三十七条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

四 第百三十二条を第百六十条とする。

第五百三十一条中「第百二十三条规定(第二百三十二条第一項)」を「第一百三十二条(第二百三十二条第一項)」と改め、同条を第百六十三条とする。

五百二十九条第二項に改め、同条を第百五十九条とする。

第七章を第八章とする。

第六章中第百三十条を第百五十八条とし、第百二十六条から第百二十九条までを二十八条ずつ繰り下げる。

第六章中「登記簿等」の下に「及び筆界特定書等」を加え、同条を第百五十三条とし、第百二十四条を第百五十二条とし、第百二十三条规定(第二百三十二条第一項)」を第百五十一条とする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の二章を加える。

第一百二十五条中「登記簿等」の下に「及び筆界特定書等」を加え、同条を第百五十三条とし、第百二十四条を第百五十二条とし、第百二十三条规定(第二百三十二条第一項)」を第百五十一条とする。

二 筆界特定 一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、この章の定めるところにより、筆界の現地における位置を特定すること

すること(その位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定するこ

と)をいう。

三 対象土地 筆界特定の対象となる筆界で相互に隣接する一筆の土地及び他の土地をい

う。

四 関係土地 対象土地以外の土地(表題登記がない土地を含む)であつて、筆界特定の対象となる筆界上の点を含む他の筆界で対象土地の一方又は双方と接するものをい

う。

五 所有権登記名義人等 所有権の登記があつて、筆の土地にあつては所有権の登記名義人、所有権の登記がない一筆の土地にあつては表題部所有者、表題登記がない土地にあつては所有者をいい、所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人を含む。

第六章 第一節 総則

第七章 第二節 筆界特定

第八章 第三節 筆界特定の手続

第九章 第四節 筆界特定の申請

第十章 第五節 筆界特定の調査等

第十一章 第六節 筆界特定の確定

第十二章 第七節 筆界特定の手續

第十三章 第八節 罰則

第十四章 第九節 罰則

第十五章 第十節 罰則

第十六章 第十一節 罰則

第十七章 第十二節 罚則

第十八章 第十三節 罚則

第十九章 第十四節 罰則

第二十章 第十五節 罰則

第二十一章 第十六節 罰則

第二十二章 第十七節 罰則

第二十三章 第十八節 罰則

官報(号外)

所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と読み替えるものとする。

(筆界特定登記官)

第一百二十五条 筆界特定は、筆界特定登記官（登記官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ。）が行う。

(筆界特定登記官の除斥)

第一百二十六条 筆界特定登記官が次の各号のいずれかに該当するときは、当該筆界特定登記官は、対象土地について筆界特定を行うことができない。

一 対象土地又は関係土地のうちいずれかの土地の所有権の登記名義人（仮登記の登記名義人を含む。以下この号において同じ。）、表題部所有者若しくは所有者又は所有権以外の権利の登記名義人若しくは当該権利を有する者

二 前号に掲げる者の配偶者又は四親等内の親族（配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。次号において同じ。）

三 第一号に掲げる者の代理人若しくは代表者（代理人又は代表者であつた者を含む。）又はその配偶者若しくは四親等内の親族

(筆界調査委員)

第一百二十七条 法務局及び地方法務局に、筆界特定について必要な事実の調査を行い、筆界特定登記官に意見を提出させるため、筆界調査委員若干人を置く。

2 筆界調査委員は、前項の職務を行うのに必要な専門的知識及び経験を有する者のうちから、法務局又は地方法務局の長が任命する。

3 筆界調査委員の任期は、二年とする。

4 筆界調査委員は、再任されることができる。

(筆界調査委員の欠格事由)

第一百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、筆界調査委員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、司法書士法（昭和二十五年法律第一百九十七号）又は土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名又は司法書士若しくは土地家屋調査士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

三 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

三 第一号に掲げる者の代理人若しくは代表者（代理人又は代表者であつた者を含む。）

二 前号に掲げる者の配偶者又は四親等内の親族

三 第一号に掲げる者の代理人若しくは代表者（代理人又は代表者であつた者を含む。）

(標準処理期間)

第一百三十条 法務局又は地方法務局の長は、筆界特定の申請がされてから筆界特定登記官が筆界特定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、法務局又は地方法務局における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第二節 筆界特定の手続

第一款 筆界特定の申請

(筆界特定の申請)

第一百三十一条 土地の所有権登記名義人等は、筆界特定登記官に対し、当該土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができる。

二 筆界特定の申請は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申請の趣旨

二 申請人の氏名又は名称及び住所

（申請の却下）

第一百三十二条 筆界特定登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、筆界特定の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるもので

ある場合において、筆界特定登記官が定めた相当の期間内に、筆界特定の申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 対象土地の所在地が当該申請を受けた法務局又は地方法務局の管轄に属しないとき。

二 申請の権限を有しない者の申請によるとき。

三 申請が前条第二項の規定に違反するとき。

四 筆界特定申請情報の提供の方法がこの法律に基づく命令の規定により定められた方

式に適合しないとき。

五 申請が対象土地の所有権の境界の特定そ

の他筆界特定以外の事項を目的とするものと認められるとき。

六 対象土地の筆界について、既に民事訴訟

氏名又は名称、登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報（以下「申請情報」という。）とあるのは「第一百三十条第二項各号に掲げる事項に係る情報、第一条第二項各号に掲げる事項に係る情報、第二号、第一百三十二条第一項第四号及び第一百五十四条において「筆界特定申請情報」という。）」と、「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と、同条第二号中「申請情報」とあるのは「筆界特定申請情報」と読み替えるものとする。

二号、第一百三十二条第一項第四号及び第一百五十四条において「筆界特定申請情報」と「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と、同条第二号中「申請情報」とあるのは「筆界特定申請情報」と読み替えるものとする。

官報(号外)

の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判決(訴えを不適法として却下したもの)を除く。第百四十八条において同じ。)が確定しているとき。

七 対象土地の筆界について、既に筆界特定登記官による筆界特定がされているとき。

ただし、対象土地について更に筆界特定をする特段の必要があると認められる場合を除く。

八 手数料を納付しないとき。

九 第百四十六条第五項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないとき。

2 前項の規定による筆界特定の申請の却下は、登記官の処分とみなす。

(筆界特定の申請の通知)

第百三十三条 筆界特定の申請があつたときは、筆界特定登記官は、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、その旨を次に掲げる者(以下「関係人」という。)に通知しなければならない。ただし、前条第一項の規定により当該申請を却下すべき場合は、この限りでない。

一 対象土地の所有権登記名義人等であつて筆界特定の申請人以外のもの

二 関係土地の所有権登記名義人等

2 前項本文の場合において、関係人の所在が判明しないときは、同項本文の規定による通知を、関係人の氏名又は名称、通知をすべき事項及び当該事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する旨を対象土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場

合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したとき、当該通知が関係人に到達したものとみなす。

第二款 筆界の調査等

(筆界調査委員の指定等)

第百三十四条 法務局又は地方法務局の長は、前条第一項の規定による公告及び通知がされたときは、対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査を行うべき筆界調査委員を指定しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の筆界調査委員に指定することができない。

一 対象土地又は関係土地のうちいずれかの土地の所有権の登記名義人(仮登記の登記名義人を含む。以下この号において同じ。)、表題部所有者若しくは所有者又は所

有権以外の権利の登記名義人若しくは当該権利を有する者

二 前号に掲げる者の配偶者又は四親等内の親族(配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。次号において同じ。)

三 第一号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。)

又はその配偶者若しくは四親等内の親族

2 第百三十三条第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(立入調査)

第百三十七条 法務局又は地方法務局の長は、筆界調査委員が対象土地又は関係土地その他の土地の測量又は実地調査を行う場合において、必要があると認めるときは、その必要の限度において、筆界調査委員又は第百三十四条第四項の職員(以下この条において「筆界調査委員等」という。)に、他人の土地に立ち入りさせることができる。

2 法務局又は地方法務局の長は、前項の規定により筆界調査委員等を他人の土地に立ち入り定登記官に対し、対象土地の筆界について、

(筆界調査委員による事実の調査)

第百三十五条 筆界調査委員は、前条第一項の規定による指定を受けたときは、対象土地又は関係土地その他の土地の測量又は実地調査をすること、筆界特定の申請人若しくは関係人又はその他の者からその知つてゐる事実を聴取し又は資料の提出を求めることその他対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査をすることができる。

3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合には、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項の規定による立入りをする場合には、筆界調査委員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 国は、第一項の規定による立入りによつて損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(関係行政機関等に対する協力依頼)

第百三十八条 法務局又は地方法務局の長は、筆界特定のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 第百三十三条第二項の規定は、前項の規定による立入りをする場合に適用する。

(意見又は資料の提出)

第百三十九条 筆界特定の申請があつたときは、筆界特定の申請人及び関係人は、筆界特定登記官に対し、対象土地の筆界について、

らせようとするときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合には、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項の規定による立入りをする場合には、筆界調査委員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 国は、第一項の規定による立入りによつて損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(関係行政機関等に対する協力依頼)

第百三十八条 法務局又は地方法務局の長は、筆界特定のため必要があると認めるときは、

関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 第百三十三条第二項の規定は、前項の規定による立入りをする場合に適用する。

(意見又は資料の提出)

第百三十九条 筆界特定の申請があつたときは、筆界特定の申請人及び関係人は、筆界特定登記官に対し、対象土地の筆界について、

官報(号外)

意見又は資料を提出することができる。この場合において、筆界特定登記官が意見又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 前項の規定による意見又は資料の提出は、電磁的方法、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。)により行うことができる。

(意見聴取等の期日)

第二百四十四条 筆界特定の申請があつたときは、筆界特定登記官は、第二百三十三条第一項本文の規定による公告をした時から筆界特定をするまでの間に、筆界特定の申請人及び関係人に對し、あらかじめ期日及び場所を通知して、対象土地の筆界について、意見を述べ、又は資料(電磁的記録を含む。)を提出する機会を与えるなければならない。

2 筆界特定登記官は、前項の期日において、適當と認める者に、参考人としてその知つている事實を陳述させることができる。

3 筆界調査委員は、第一項の期日に立ち会うものとする。この場合において、筆界調査委員は、筆界特定登記官の許可を得て、筆界特定の申請人若しくは関係人又は参考人に対し質問を發することができる。

4 筆界特定登記官は、第一項の期日の経過を記載した調書を作成し、当該調書において当該期日における筆界特定の申請人若しくは関係人又は参考人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならぬ。

5 前項の調書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

6 第百三十三条第二項の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

(調書等の閲覧)

第二百四十五条 筆界特定の申請人及び関係人は、第二百三十三条第一項本文の規定による公告があつた時から第二百四十四条第一項の規定により筆界特定の申請人に対する通知がされるまでの間、筆界特定登記官に対し、当該筆界特定の手続において作成された調書及び提出された資料(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧を請求することができる。この場合において、筆界特定登記官は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 筆界特定登記官は、前項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第三節 筆界特定

(筆界調査委員の意見の提出)

第二百四十二条 筆界調査委員は、第二百四十条第一項の期日の後、対象土地の筆界特定のため必要な事實の調査を終了したときは、遅滞なく、筆界特定登記官に対し、対象土地の筆界特定についての意見を提出しなければならない。

(筆界特定)

第二百四十三条 筆界特定登記官は、前条の規定により筆界調査委員の意見が提出されたときは、その意見を踏まえ、登記記録、地図又は

地図に準ずる図面及び登記簿の附属書類の内容、対象土地及び関係土地の地形、地目、面積及び形状並びに工作物、開障又は境界標の有無その他の状況及びこれらの設置の経緯その他の事情を総合的に考慮して、対象土地の筆界特定をし、その結論及び理由の要旨を記載した筆界特定書を作成しなければならない。

2 筆界特定の申請人が一人ある場合において、その一人が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であり、他の一人が他方の土地の所有権登記名義人等であるときは、各筆界特定の申請人は、等しい割合で手続費用を表示しなければならない。

2 筆界特定の申請人が二人以上ある場合において、その一人が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であるときは、各筆界特定の申請人は、その持分(所有権の登記がある一筆の土地にあつては第五十九条第四号の持分、所有権の登記がない一筆の土地にあつては第二十七条第三号の持分。次項において同じ。)の割合に応じて手続費用を負担する。

3 筆界特定の申請人が二人以上ある場合において、その全員が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であるときは、各筆界特定の申請人は、その持分(所有権の登記がある一筆の土地にあつては第五十九条第四号の持分、所有権の登記がない一筆の土地にあつては第二十七条第三号の持分。次項において同じ。)の割合に応じて手続費用を負担する。

3 筆界特定の申請人が二人以上ある場合において、その全員が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であるときは、各筆界特定の申請人は、その持分(所有権の登記がある一筆の土地にあつては第五十九条第四号の持分、所有権の登記がない一筆の土地にあつては第二十七条第三号の持分。次項において同じ。)の割合に応じて手続費用を負担する。

4 筆界特定の申請人が三人以上ある場合において、その一人又は二人以上が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であり、他の一人又は二人以上が他方の土地の所有権登記名義人等であるときは、対象土地のいづれかの土地の一人の所有権登記名義人等である筆

4 筆界特定の申請人が三人以上ある場合において、その一人又は二人以上が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であり、他の一人又は二人以上が他方の土地の所有権登記名義人等であるときは、対象土地のいづれかの土地の二人以上の所有権登記名義人等である筆界特定の申請人は、手続費用の二分の一に相当する額を負担し、対象土地のいづれかの土地の二人以上の所有権登記名義人等である筆界特定の申請人は、手続費用の二分の一に相当する額についてその持分の割合に応じてこれを負担する。

第四節 雜則
(手続費用の負担等)

第二百四十六条 筆界特定の手続における測量に要する費用その他の法務省令で定める費用

(以下この条において「手続費用」という。)

は、筆界特定の申請人の負担とする。

5 筆界特定登記官は、筆界特定の申請人に手続費用の概算額を予納させなければならぬ。
 (筆界確定訴訟における取扱いの特則)
 第百四十七条 筆界特定がされた場合において、当該筆界特定に係る筆界について民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えが提起されたときは、裁判所は、当該訴えに係る訴訟において、訴訟関係を明瞭にするため、登記官に対し、当該筆界特定に係る筆界特定手続記録の送付を嘱託することができる。民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えが提起された後、当該訴えに係る筆界について筆界特定がされたときも、同様とする。

(筆界確定訴訟の判決との関係)

第百四十八条 筆界特定がされた場合において、当該筆界に係る筆界について民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判決が確定したときは、当該筆界特定は、当該判決と抵触する範囲において、その効力を失う。
 (筆界特定書等の交付等)
 第百四十九条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、筆界特定手続記録のうち筆界特定書又は政令で定める図面の全部又は一部(以下この条及び第五十三条において「筆界特定書等」という。)の写し(筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該記録された情報を証明した書面)の交付を請求することができる。
 2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、筆界特定手続記録(電磁的記録にあって

は、記録された情報の内容を法務省令で定められた方法により表示したもの)の閲覧を請求することができる。ただし、筆界特定書等以外のものについては、請求人が利害関係を有する部分に限る。

3 第百十九条第三項及び第四項の規定は、前二項の手数料について準用する。

(法務省令への委任)

第百五十条 この章に定めるもののほか、筆界特定申請情報の提供の方法、筆界特定手続記録の公開その他の筆界特定の手続に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附則第十一条中「第一百三十条」を「第一百五十八

条」に改める。

(司法書士法の一部改正)

第二条 司法書士法(昭和二十五年法律第一百九十七条)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「いう」の下に「第四号において同じ」を加え、同号に次のただし書きを加える。

ただし、同号に掲げる事務を除く。

第三条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は筆界特定の手続(不動産登記法平成十六年法律第二百二十三号)第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいふ。次号において同じ。」に改める。

第二十九条第一項第一号及び第二項、第三十条第二項並びに第三十七条第二項中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に改める。

第三十八条第一項中「責めに任ずる」を「責めを負う」に改め、同条第四項中「簡裁訴訟代理關係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改める。

は、これに關する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録である。

下に「仲裁事件の手続若しくは」を加え、同項に次の二号を加える。

八 筆界特定の手続であつて対象土地(不動産登記法第二百二十三号第二号に規定する対象土地をいう)の価額として法務省令で定められた方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

第三条第二号中「申請手続」の下に「又はこれに關する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録である。

第三条第二号中「申請手続」の下に「又はこれに關する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録である。第三条第二号中「簡裁訴訟代理等関係業務」に改める。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第三条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改める。

第三条第二号中「申請手続」の下に「又はこれに關する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録である。

三 不動産の表示に關する登記の申請手続又

はこれに關する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録である。

四 筆界特定の手続(不動産登記法(平成十六

年法律第二百二十三号)第六章第二節の規定による筆界特定の手續又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手續をいふ。次号において同じ。」についての代理

第五 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成

六 前各号に掲げる事務についての相談

七 土地の筆界(不動産登記法第二百二十三号に規定する筆界をいふ。第二十五条第二項において同じ。)が現地において明ら

かでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解することができること）

民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

3 法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第一号の指定をするものとする。

一 研修の内容が、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものとして法務省令で定める基準を満たすものであること。

二 研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

三 研修を実施する法人が、前号の計画を適正かつ確実に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

4 法務大臣は、第二項第一号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。

八 前号に掲げる事務についての相談

第三条に次の四項を加える。

2 前項第七号及び第八号に規定する業務（以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する調査士に限り、行うことができる。この場合において、同項

5 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第六条第二号中「調査士の業務（前条各号に掲げる事務を行ふ業務をいう。以下同じ。）」を「第一条第一項第一号から第六号までに規定する業務」に改める。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

第三条第一項中「土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）」を「調査士会」と改める。

第四条第二号中「依頼」の下に「（第三条第一項第四号及び第六号（第四号に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務）

三 土地家屋調査士会（以下「調査士会」とい

う。）の会員であること。」を加え、同条の

次に次の一条を加える。

（業務を行ひ得ない事件）

第二十二条の二 調査士は、公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件については、その業務を行つてはならない。

2 調査士は、次に掲げる事件については、第三条第一項第四号から第六号（第四号及び第五号に規定する部分に限る。）までに規定する業務（以下「筆界特定手続代理関係業務」という。）を行つてはならない。ただし、第三号及び第七号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

四 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

五 調査士法人の社員又は使用者である調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

六 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

七 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

八 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

九 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

十 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

十一 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

十二 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

十三 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

十四 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

十五 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

十六 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

十七 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

十八 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

十九 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

二十 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

二十一 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

二十二 調査士法人の使用者である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

官報（号外）

一 調査士法人（民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人を除く。次号において同じ。）の社員である場合に、当該調査士法人が相手方から筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

二 調査士法人の社員である場合に、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（当該調査士が自ら関与しているものに限り、第三条第一項第五号に規定する業務に関するものとして受任しているものを除く。）の相手方からの依頼による他の事件

第三十四条の次に次の二条を加える。

（秘密保持の義務）

第二十四条の二 調査士又は調査士であつた者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱つた事件について知ることのできた者に漏らしてはならない。

第二十五条第二項中「境界」を「筆界」に改める。

第二十九条中「調査士の業務」を「第三条第一項第一号から第六号までに規定する業務」に、「法令等に基づきすべての調査士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部」を「次に掲げる業務」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法令等に基づきすべての調査士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部

二 民間紛争解決手続代理関係業務

第二十九条に次の二項を加える。

2 民間紛争解決手続代理関係業務は、社員のうち第十三条第二項に規定する調査士がある調査士法人（調査士会の会員であるものに限る。）に限り、行うことができる。
第三十五条に次の二項を加える。

2 民間紛争解決手続代理関係業務を行ふことを目的とする調査士法人における民間紛争解決手続代理関係業務については、前項の規定にかかわらず、第三条第二項に規定する調査士である社員（以下「特定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。
第三十五条の次に次の二条を加える。

（法人の代表）

第三十五条の二 調査士法人の社員は、各自調査士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に調査士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 民間紛争解決手続代理関係業務を行ふことを目的とする調査士法人における民間紛争解決手続代理関係業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自調査士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に民間紛争解決手続代理関係業務について調査士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

（社員の責任）

第三十五条の三 調査士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。

第三十五条の二 第二項の規定は、第四項本文に規定する債務について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、同条第二項第一号に規定する債務については、準用しない。
第三十六条の次に次の二条を加える。

（民間紛争解決手続代理関係業務の取扱い）

第三十六条の二 民間紛争解決手続代理関係業務を行ふことを目的とする調査士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、

5 前項本文に規定する債務についての調査士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定社員が当該調査士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 商法第九十三条の規定は、調査士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、同条第二項第一号に規定する債務については、準用しない。

三 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（第三条第一項第五号に規定する業務として受任している事件を除く。）の相手方からの依頼による他の事件

四 使用人が相手方から筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務に関するものとして受任している事件

五 第二十二条の二第一項に規定する事件、同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件又は同条第三項に規定する同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が筆界特定手續代理関係業務又は民間紛争解決手續代理関係業務を行つてはならないこととされる事件

六 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人以外の調査士法にあつては、第三条第二項に規定する調査士である社員が相手方から民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

2 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを行つてはならない。

一 前項第一号から第四号までに掲げる事件

二 第二十二条の二第一項に規定する事件、

同条第二項第一号から第五号までに掲げる

事件又は同条第三項に規定する同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件として

特定社員の半数以上の者が筆界特定手続代

理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係

業務を行つてはならないこととされる事件

第四十一条第五項中「第七十六条」を「第七十

七条から第七十九条まで及び第八十一条に改め、同条第六項中「第九十三条」を「第九十二条」に改める。

第六十四条第一項中「第三条第一号並びに同

条第二号及び第三号（同条第一号）を「第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項

第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に改め、「に限る。」の下に「及びこれら

の事務に関する同項第六号」を加える。

第六十八条第一項中「第六十四条第一項に規

定する」を「第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる

事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は

測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）又はこれらの事務に関する同項第六号に掲げるに改め、同項ただし書を次のように改める。

第二号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関する審査又は測量を必要とするものに限る。）若しくはこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行う場合又は司法書士法第三条第二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行ふことを目的とする司法書士法人が第三条第一項第四号若しくは第五号に掲げる事務（同法第二条第一項第八号に規定する筆界特定の手続に係るものに限る。）若しくはこれら

の事務に関する第三条第六号に掲げる事務を行ふ場合は、この限りでない。

第七十一条の二 第二十四条の二の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の不動産登記法（以下この項において「新不動産登記法」とい

う。）第百三十一条第四項において準用する新不動産登記法第十八条第一号の規定は、法務局又

は地方法務局」と同号に規定する方法による筆界特定の申請をすることができる筆界特定の手続（新不動産登記法第六章第二節の規定による筆界特定の手続をいう。以降この項において

同じ。）として法務大臣が指定した筆界特定の手続について、その指定の日から適用する。

2 前項の規定による指定は、告示してしなければならない。

（司法書士法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の司法書士法（次項において「旧司法書士法」という。）第三条第二項第一号に規定する研修の課程を修了した者は、第二条の規定による改正後の司法書士法（次項において「新司法書士法」という。）第三条第二項第一号に規定する研修の課程を修了した者とみなす。

2 この法律の施行前に旧司法書士法第三条第二項第二号の規定による認定を受けた者は、新司法書士法第三条第二項第二号の規定による認定を受けた者とみなす。

（土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の土地家屋調査士法第四条第二号に規定する調査士の業務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められた者は、第三条の規定による改正後の土地家屋調査士法（附則第十条において「新土地家屋調査士法」という。）第四条に規定する調査士となる資格を有する者とみなす。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第七条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「若しくは第百二十一

条第一項」を「第百二十二条第一項若しくは第

二項若しくは第百四十九条第一項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第八条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十

五号）の一部を次のように改正する。

（別表第一第二十三号中「資格の登録」の下に

「若しくは認定」を加え、同号（二）及び（三）を次のよ

う。）第百三十一条第四項において準用する新不動産登記法第十八条第一項中「第百二十四条乃至第百二十八条、第百二十九条第一項乃至第三項並

二第百三十条」を「第百五十二条乃至第百五十六

条、第百五十七条第一項乃至第三項並二第百五

十八条」に改める。

第六条 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第百二十五条」を「第百五十三

条に、「第百二十七条」を「第百五十五条」に、

「第百二十八条、第百二十九条第一項乃至第三

項並二第百三十条」を「第百五十六条、第百五

七条第一項乃至第三項並二第百五十八条」に改

め、「於テハ」の下に「同法第二十三条第一項中

「前条」トアルハ「抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第三条第一項」ト、同条ただし書の規定

トアルハ「正当な理由」ト、「を加える。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の

一部改正）

第七条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次

のように改正する。

第二条第一項第七号中「若しくは第百二十一

条第一項」を「第百二十二条第一項若しくは第

二項若しくは第百四十九条第一項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第八条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十

五号）の一部を次のように改正する。

（別表第一第二十三号中「資格の登録」の下に

「若しくは認定」を加え、同号（二）及び（三）を次のよ

(二) 司法書士の登録又は認定	イ 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第八条(司法書士名簿の登録)の司法書士の登録
□ 司法書士法第三条第二項第二号(簡裁訴訟代理等関係業務の認定)の認定	
(三) 土地家屋調査士の登録又は認定	
イ 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第八条(土地家屋調査士名簿の登録)の土地家屋調査士の登録	
□ 土地家屋調査士法第三条第二項第二号(民間紛争解決手続代理関係業務の認定)の認定	

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新土地家屋調査士法第三条第二項に規定する民間紛争解決手続代理関係業務に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(不動産登記法等の一部を改正する法律案)

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請に基づいて筆界を特定する制度を創設するほか、

司法書士及び土地家屋調査士の業務について筆

界特定についての手続の代理及び民間紛争解決手続の代理に関する規定を整備する等の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のと

理由

土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて土地の筆界を特定する制度

(二) 司法書士の登録又は認定

イ 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第八条(司法書士名簿の登録)の司法書士の登録

□ 司法書士法第三条第二項第二号(簡裁訴訟代理等関係業務の認定)の認定

イ 土地家屋調査士の登録又は認定

イ 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第八条(土地家屋調査士名簿の登録)の土地家屋調査士の登録

□ 土地家屋調査士法第三条第二項第二号(民間紛争解決手続代理関係業務の認定)の認定

登録件数	一件につき三万円
登録件数	一件につき五千円
登録件数	一件につき三千円

おりである。

1 不動産登記法の一部改正

(一) 筆界の特定は、筆界特定登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界

の手続について代理することができるものとすること。

(二) 筆界調査委員は、筆界特定のために必要な事実の調査を行い、筆界特定登記官に意見を提出することを職務とし、そのためには必要な専門的知識及び経験を有する者のうちから任命するものとすること。

(三) 筆界特定の手続において、対象となる土地の所有権登記名義人等には、意見を述べ、資料を提出する機会が与えられるものとし、その記録は、登記所において公開するものとすること。

(四) 土地家屋調査士は、筆界特定の手続について代理することができるものとすること。

(五) 所定の研修の課程を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、筆界が明らかでないことを原因とする民事紛争に係る民間紛争解決手続であつて法務大臣が指定する団体が行うものについて、弁護士との共同受任を条件として、代理することができるものとすること。

(六) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(七) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(八) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(九) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十一) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十二) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十三) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十四) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十五) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十六) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十七) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十八) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十九) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十一) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十二) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十三) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十四) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十五) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十六) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二) (一)の司法書士は、筆界特定の対象となる土地の価額に基づき法務省令で算定する額が百四十万円を超えないときは、筆界特定の手続について代理することができるものとすること。

1 不動産登記法の一部改正

(一) 筆界の特定は、筆界特定登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界

の手続について代理することができるものとすること。

(二) 筆界調査委員は、筆界特定のために必要な事実の調査を行い、筆界特定登記官に意見を提出することを職務とし、そのためには必要な専門的知識及び経験を有する者のうちから任命するものとすること。

(三) 土地家屋調査士は、筆界特定の手続について代理することができるものとすること。

(四) 土地家屋調査士は、筆界特定の手続について代理することができるものとすること。

(五) 所定の研修の課程を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、筆界が明らかでないことを原因とする民事紛争に係る民間紛争解決手続であつて法務大臣が指定する団体が行うものについて、弁護士との共同受任を条件として、代理することができるものとすること。

(六) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(七) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(八) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(九) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十一) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十二) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十三) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十四) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十五) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十六) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十七) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十八) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(十九) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十一) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十二) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十三) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十四) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十五) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十六) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十七) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二十八) 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約八千九百万円である。

右報告する。

平成十七年三月二十二日

法務委員長 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

不動産登記法等の一部を改正する法律案に

対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 新たに創設された筆界特定制度が、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に一層資するとともに、広く国民等に理解され、多くの者が利用できるよう、その周知徹底に努めること。

二 筆界特定制度の運用に当たつては、筆界特定が土地所有権に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、この筆界特定を行う筆界特定登記官及び筆界調査委員等において、その能力を高め、制度の信頼性及び公正性を確保できる

よう、所要の措置を講ずるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じないよう、特に配慮すること。

三 筆界特定制度が、より利便性の高いものとなるよう、裁判外紛争解決機関等の関係団体との効果的な連携に、十分に配慮すること。

四 筆界特定制度が、登記所備付地図の整備事業の一端を担うものであることにかんがみ、その申請手数料及び手続費用の決定に当たつては、

国民が利用し易いものとなるよう、公費負担も含め、十分な検討を行つこと。

五 境界確定訴訟の結果を、登記事務に反映させることができるように、境界確定訴訟と筆界特定制度との連携に、十分に配慮すること。

六 筆界特定制度が、的確かつ円滑に運用されるためには、登記所備付地図の整備促進が不可欠であることかんがみ、人的物的体制の充実強化に、なお一層努めること。

一 本件の目的及び要旨

本件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、越谷公共職業安定所を設置する必要があるので、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める

二 本件の議決理由

本件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、越谷公共職業安定所を設置する必要があるので、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十七年三月二十五日

厚生労働委員長 鴨下 一郎

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

臨床検査技師等に関する法律

第一条中「及び衛生検査技師」を削る。

第二条第一項中「医師の指導監督」を「医師又は歯科医師の指示」に、「政令」を「厚生労働省令」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削る。

三 右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年三月十八日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

登記官及び筆界調査委員等において、その能力を高め、制度の信頼性及び公正性を確保できる

厚生労働省設置法第二十三条の規定により、公共職業安定所を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
越谷公共職業安定所	越 谷 市	越谷市 吉川市 北葛飾郡のうち松伏町

第三条第一項中「免許」の下に「(以)「免許」といふ。」を加え、同条第二項を削る。

第四条中「前条第一項又は第二項の免許(以下「免許」という。)」を「免許」に改め、同条第一号中「又は衛生検査技師」を削り、同条第三号中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「及び衛生検査技師名簿」を削る。

第六条第一項中「又は第三条第二項に規定する者」及び「又は衛生検査技師名簿」を削り、同条第二項中「又は衛生検査技師免許証」を削る。

第八条第一項中「又は衛生検査技師」及び「若しくは衛生検査技師」を削り、同条第二項中「又は衛生検査技師」を削る。

第十一条中「及び衛生検査技師名簿」及び「及び衛生検査技師免許証」を削る。

第十五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加え、「第一条第一項」を「第二条」(施行期日)(受験資格の特例)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者又は次項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受けた者は、新法第二十条の規定にかかわらず、衛生検査技師の名称を用いて、旧法第二条第二項に規定する業をすることができる。

2 厚生労働大臣は、旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けることができる者が、施行日から起算して四年を経過する日の属する年度の末日までに申請したときは、その者に対し、なお従前の例により衛生検査技師の免許を与えることができる。

3 第一条に規定する者については、旧法第五条第六条第二項、第八条から第十条まで、第二

十一条において同じ。)に必要な知識及び技能を有すると認められるに改め、同条第三号中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第十八条中「又は衛生検査技師」及び「それぞれ」を削る。

第十九条中「又は衛生検査技師」を削る。

第二十条第一項中「名称」の下に「又はこれに紛らわしい名称」を加え、同条第二項を削る。

第二十条の二第一項中「医師」の下に「又は歯科医師」を加え、「行なう」を「行う」に、第二条第一項の政令」を「第二条の厚生労働省令」に改める。

第二十条の三第一項及び第二項中「第二条第二項」を「第二条」に改める。

第二十四条第一号中「又は衛生検査技師」を削る。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者又は次項の規定により従前の例による衛生

検査技師の免許を受けた者は、新法第二十条の規定にかかわらず、衛生検査技師の名称を用いて、旧法第二条第二項に規定する業をすること

ができる。

(衛生検査技師の業務の継続等)

第二十五条第一項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削り、「第一条第一項」を「第二条」(施行期日)(受験資格の特例)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者又は次項の規定により従前の例による衛生

検査技師の免許を受けた者は、新法第二十条の規定にかかわらず、衛生検査技師の名称を用いて、旧法第二条第二項に規定する業をすること

ができる。

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第二項の規

定による衛生検査技師の免許を受けている者

定による衛生検査技師の免許を受けている者

卒業した者その他第二条に規定する検査(同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。)第二

又は旧法第十五条第一号若しくはこの法律による改正後の臨床検査技師等に関する法律(以下「新法」という。)第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において新法第二条に規定する生理学的検査及び新法第十一条に規定する採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年度の翌々年度の末日までは、新法第十五条の規定にかかわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

(衛生検査技師の業務の継続等)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者又は次項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受けた者は、新法第二十条の規定にかかわらず、衛生検査技師の名称を用いて、旧法第二条第二項に規定する業をすることができる。

第四条 この法律の施行前に衛生検査技師でなくなった者の旧法第十九条に規定するその業務上取り扱つたことについて知り得た秘密については、同条及び旧法第二十三条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

附則第一条及び第二条」とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

第十八条、第十九条、第二十条の二の二、第二十一条及び第二十四条第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第八条第一項中「第四条」とあるのは「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一一部を改正する法律(平成十七年法律第二号。以下「平成十七年改正法」という。)による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「旧法」という。)第四条」と、旧法第二十条の二の二中「この法律」とあるのは「平成十七年改正法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法並びに平成十七年改正法附則第一条及び第二条」とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

第七条 改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

第七条 登録免許税法の一部改正

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(イ)中「衛生検査技師」を削る。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第三条第一項に規定する者及び同条

第三項の規定により従前の例による衛生検査技

師の免許を受けた者は、前条の規定による改

正前年の登録免許税法別表第一第二十三号

の規定は、なおその効力を有する。

(自衛隊法の一部改正)

第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五

号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条の五第二項中「臨床検査技師、衛

生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等

に関する法律」に改める。

(水道法の一部改正)

第十条 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「臨床検査技師、衛生検査

技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十

六号)第三条第一項の規定による臨床検査技師

の免許を有する者又は同条第二項の規定による

衛生検査技師」を「臨床検査技師等に関する法律

(昭和三十三年法律第七十六号)第三条の規定に

よる臨床検査技師」に改める。

(水道法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 附則第三条第一項に規定する者につい

ては、前条の規定による改正前の水道法別表第

一第三号の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同号中「同条第二項の規定

による衛生検査技師の免許を有する者」とある

のは、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律

号)附則第三条第一項に規定する者」と

する。

(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)

第十二条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の一

部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「臨床検査技師、衛生検

査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七

十六号)第二条第一項」を「臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二条第一項」に改める。

別表第一第三号中「第十八条ただし書」の下

に「臨床検査技師等に関する法律第一条及び

第二十条の二」を加える。

第十三條厚生労働省設置法(平成十一年法律第

九十七号)の一部を次のように改正する。

この法律は、平成十七年四月一日から施行す

る。ただし、別表第一の改正規定は、同年十月一

日から施行する。

理由

理由

医療及び検査技術の高度化に伴う臨床検査技師

及び衛生検査技師を取り巻く環境の変化にかんが

み、業として検査を行う者の質を担保し、検査の

正確性を確保する等のため、衛生検査技師の資格

を廃止する等の措置を講ずる必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

が、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十七年三月二十九日
提出者 議院運営委員長 川崎 二郎

国立国会図書館の館長等の待遇に関する規定について国会職員法等の給与に関する規定との関係の整理を行うとともに、独立行政法人日本原子力

研究開発機構法により核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所が解散することに伴う所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

が、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正)

2 国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「休職」の下に「若しくは停職」を加える。

理 由

国会職員に対する懲戒処分として、停職の処分を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

明治二十九年三月三日
郵便物認可

平成十七年三月二十九日 衆議院会議録第十五号

発行所	二東京一 独番四都○ 立行政法 人國立印 刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	(本体 一部 一一〇円)